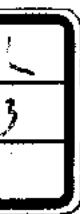


婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 51

国連婦人の地位委員会
第十二回会議報告書

58



労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は、1958年3月17日から4月3日まで、ジュネーブの国連欧州事務局で開催された、婦人の地位委員会第12回会議の討議と成果を、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/3096 E/CN.6/334)の全訳である。

婦人の地位委員会は国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的な問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模で行い、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において、国際連合の中に、婦人の地位を収斂する機構を設ける旨の提案が承認され、1946年に経済社会理事会において、15カ国の委員を以て構成する(任期3年、毎年5カ国改選)ことに決定、1951年に更に3カ国を追加して、1946年以来現在までに小委員会を含めて13回の会議を行つた。

わが国としては、1949年1月、同委員会より、質問書「婦人の法律上の地位及びその実際の適用」が送られて来たのに対し、労働省婦人少年局で答申書を作成して提出したほか、1950年の第4回会議以来、非公式オブザーバーとして数人の婦人が出席したのをはじめとして特に、1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が、正式オブザーバーとして出席し、多大の関心を払つて来た。そして1956年末の日本の国連加盟を機として、翌年5月の初め行われた委員国の改選によつて委員国としてえられ、谷野婦人少年局長が日本を代表して1958年から3年間委員をつとめることになった。第12回会議は、日本が委員国として初めて参加したものである。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には1955年4月に署名、6月に批准して第40番目の加盟国となつている。

婦人の地位の問題が国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上にこの資料が参考になれば幸である。

1958年11月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

婦人の地位委員会第12回会議報告書.....1

第1章 会議の構成.....1

会議の開会と期間.....1

出席者.....1

役員選挙.....6

委員会.....6

中国代表権.....6

会議、決議および記録.....7

議事日報.....7

第2章 婦人の政治的権利.....8

第3章 婦人の教育の機会.....12

第4章 私法上の婦人の地位.....17

第5章 婦人の経済的機会.....21

働く母親を含む 家庭的責任を負う婦人労働者.....21

休養の権利および物質的保障に対する権利.....25

退職年金および年金を受ける権利.....27

第6章 既婚婦人の国籍.....31

第7章 同一労働同一賃金.....33

一般討論.....33

同一労働同一賃金に関するペンフレット案.....34

雇用と職業に関する差別待遇についてのILO条約案.....35

第8章 婦人の地位に関係ある技術援助および助言サービス計画.....48

第9章 婦人の地位委員会の開催週期.....43

第10章 全アメリカ婦人委員会の報告	44
第11章 婦人の地位に関する通信	45
第12章 婦人の地位委員会より人権委員会第13回会議および 少数者の差別防止および保護の小委員会第10回会議 に出席した代表の報告	45
第13章 国連および専門機関事業に対する婦人の参加	46
第14章 事業計画検討と優先審議項目の設定	46
第15章 経済社会理事会に対する報告書の採択	49
注	50
附 録 第12回会議に提出された文書一覧表	51

婦人の地位委員会第12回会議報告書 (1958年3月17日～4月3日)

第1章 会議の構成

会議の開会と期間

1. 婦人の地位委員会第12回会議はジュネーヴの国連欧州事務局において開催された。会議は、1958年3月17日に開会され、1958年4月3日に終了した。

出席者

2. 会議出席者名簿は下記の通りである。

委員

アルゼンチン

委員：カルメン・P・ド・パーキンス夫人

ベルギー

委員：ジエルメーン・サイファール・ディドリシユ夫人

義サダ

委員：ハリー・S・クウォート夫人

顧問：マリオン・ロイス女史

ネイル・カリー氏

中 国

代壇：エリザベス・T・C・ワン・チヤン夫人

キューバ

委員：ウルダリカ・マンナース女史

チェコスロヴァキア

委員：ヘレナ・レフレロヴァ夫人

顧問：L・ハンドル氏

グエレンテイナ・ジャンボ・グア夫人

ドミニカ共和国

委員：ミネルヴァ・ベルナーディノ女史

フランス

委員：マリー・エレーヌ・ルフオーシユ夫人

イスラエル

委員：ミナ・ベンズヴィイ夫人

日本

委員：谷野せつ夫人

代理：工藤誠爾氏

メキシコ

代理：エリザ・アグイール女史

パキスタン

委員：アンワー・アーメツド夫人

ポーランド

委員：ゾフィア・デンビスカ夫人

スウェーデン

委員：アグダ・ロツセル夫人

ソヴィエト連邦

委員：タマラ・I・エルシヨヴァ夫人

顧問：イレネ・ゴロデイスカ女史

ラヒマ・コルベヴァ夫人

イギリス

委員：ルース・トムリンソン女史

代理：G・レイモンド・グズントレット氏

アメリカ合衆国

委員：エレナ・ヘーン夫人

代理：ジェイムス・スミサリアン氏

顧問：キヤメロン・J・ラクレアー氏

アリス・A・モリソン夫人

ヴェネズエラ

委員：ベンチタ・ソブレット・サルーズ女史

オプザバー

オーストリア：J・G・ウिल्フォート氏

イタリア：ルシアナ・コルコス女史

オランダ：A・P・W・リュンシン・メイヤー女史

ルーマニア：エレナ・オルテヌー夫人

アラブ連合共和国：オマール・ヘフニー・マホメツド氏

ユーゴスラヴィア：ブランコ・コマティナ氏・マウロ・ヘンチック氏（代題）

専門機関

国際労働機関（ILO）

アナ・フィグロア夫人

M・ジャカアード女史（代題）

国連教育科学文化機関（UNESCO）

A・K・ジエガローヴァ夫人

世界保健機関（WHO）

M・H・ハーフェツィ博士

非政府団体

A群

国際自由労連：マルセル・デヘレング女史

ハーマン・バティート氏

ボレク・ソフカ氏

国際キリスト教労組連合：ジョージス・エガーマン氏

マリア・ネーグルス女史

世界労連：ギゼツプ・ボグリニツティ氏

ジャーメイン・ギール夫人

エレナ・テオド레스キユー夫人

世界国連協会連合：ダフネ・チャツプマン女史

テイリー・クレツチマードルエンガー夫人

ドミニク・ジョー夫人

エヴソキア・メシネツィー夫人

ベアトリス・トロウビン夫人

B群

全パキスタン婦人協会：ミルザ・カーン夫人

カトリック国際社会事業連合：デニス・ルイバー博士

ヘレン・ウーバー夫人

国際問題教会委員会：マデレイヌ・パロツト女史

ヘレン・ターンブル女史

世界友好諮問委員会：J・ダンカン・ウツド氏

キヤサリン・ウツド夫人

国際奴隷制度廃止連合：ノエル・チエックス・コンスタンティン夫人

国際婦人同盟：クララ・キヤンボーモア女史

マリー・ギタスパーグ女史

国際刑法協会：エレヌ・ロムニシアノ夫人

国際カトリック児童局：ルネ・ド・ルシー・フオサリユー女史

国際赤十字委員会：アニー・フィルター女史

国際婦人協議会：ルイス・C・A・ヴァン・エーゲン女史

マーベル・ジャクソン、ハイト夫人

エスター・ハイマー夫人

マгдаレイヌ・ルロイ夫人

国際“少女の友”連合：カサリン・ウツド夫人

国際有職婦人連合会：ユリー・ヴァン・デボス夫人

ダフネ・チャブマン女史

エリザベス・フエラー女史

マーサ・C・D・グレイエルツ夫人

エルザ・B・M・ウアネルー・ホルムクワン夫人

国際大学婦人連盟：ルネ・J・デュボア女史

マリー・フィツチヤー夫人

マルグリット・ヘンリツツイー夫人

アンリオン・ヒルトン女史

ロザリオン・ミルス女史

フェリシア・スタルマン女史

国際婦人法律家協会：グラデイス・T・チヤタジー夫人

デルフィナ・ドネリー、キヤペリ夫人

野田愛子夫人

ヘルミニア・ルイズオヴァラー女史

A・ヴィオラ・スミス女史

ヒルドガード・ヴォール・エゲノルフ夫人

国際人権連盟：エレヌ・ロムニシアノ夫人

ヒルドガード・ヴォール・エゲノルフ夫人

国際民族国民友愛連合運動：エヴァ・ボード夫人

アンヌ・マリー、ビヴォット夫人

国際児童福祉連合：オードリー・モーサー女史

ジャンヌ・マリー・スモール夫人

国際婦人団体連合委員会：ナンバーンホルム夫人

アリス・ウィブル夫人

汎太平洋東南アジア婦人協会：コンスタンス・ジョーンズ夫人

ローマ平和協会：マデレイヌ・ド・フレスン女史

タデウズ・ツミユスキー氏

婦人国際平和自由連盟：ガートルード・ベアー女史

マデレイヌ・ブーンエロ夫人

世界カトリック女子青年連合会：レオン・ヘレン女史

世界母親運動：モニク・ド・ヴォーブラン夫人

世界カトリック婦人団体連合：マリー・テレーズ・グレイパー・デュヴァネー博士

アグネス・ド・カルバーマトン女史

世界YWCA：アリス・アーノルド女史

イザベル・カトー女史

ジャック・リース・ヴァン・ステートウエーゲン女史

世界キリスト教婦人矯日会：ノエル・シエーコンスタンティン夫人

イヴォンヌ・リユーバ夫人

青年キリスト教労働者：マデレイヌ・デスイブルグ女史

登録団体

国際婦人社会主義連盟：マリア・アグダシアン夫人

国際機均等協会：ガートルード・ベアー女史

聖ジョン国際社会政治連盟：マリー・イザベル・アーチナード女史

フィリス・O・チャロナー女史

世界ガール・ガイド・ガールスカウト協会：パール・バグニオン・スイクレタン夫人

世界精神衛生連合会：アンヌ・オー・ド・ウー・ナヴィーニ博士

世界民主青年連盟：ダグマー・モルコヴァ夫人

3. 婦人の地位：議長メアリー・ケネソンウツズ夫人が国連事務局を代表し、ソフィ・グリーンバーグ・ヴィナヴァー夫人が委員会書記をつとめた。

役員選挙

4. 委員会は、第258次会議において次のとおり、役員を全会一致で選挙した。

議長：アンワー・ア・メツド夫人（バキスタン）

第一副議長：ウリダルカ・マーナ女史（キューバ）

第二副議長：ゾフィア・デンビシスカ夫人（ポーランド）

記録報告係：ミナ・ベン・ツヴィ夫人（イスラエル）

委員会

5. 議事促進のため、委員会は第260次会議において次の通り2つの分科委員会を設置した。

決議に関する分科委員会：この委員会は、ドミニカ共和国、フランス（議長）、スウェーデン、ソ連、およびアメリカ合衆国の代表で構成された。

通信に関する分科委員会：この委員会は、ベルギー、チェコスロヴァキア、日本、メキシコ、およびイギリスの代表で構成された。

中国代表権

6. 第258次会議において、ソヴィエト連邦代表は、中華人民共和国が中国を代表すべきであるのに、その権利のない者が不法に代表になつてゐるといつて、異議を申立て、チェコスロヴァキアとポーランドの代表がこれを支持した。中国代表は、中国の唯一の合法的政府を代表しているものであり、この問題についての討議はこの委員会の権限外であることを指摘し、アメリカ合衆国がこれを支持した。ここに発表された意見を会議記録にのせることに意見が一致した。

会議、決議、および記録

7. 委員会は、27回の本会議を開催した。会議でのべられた意見は、第258次から第284次におたる会議の記録に要約してある。

8. 委員会の決議と決定は、関係議題ごとに含まれている。経済社会理事会の提出した決議草案は、本報告書中第16章に示してある。

（註：この訳文中では便宜上それぞれ関係の章に含めた。）

9. 第12回会議に提出された文書は、本報告書中の附録に一表にして記号してある。

議事日程

10. 委員会は、第258次会議において、議事日程を議題とし、事務総長が委員長と協議して作成した仮日程（E/CN.6/314）を審議した。

11. 委員会は、仮日程の項目5と8を入れかえるという議長の提議を満場一致で採択した。また、ドミニカ共和国の提案、即ち仮日程の週期に関する項目13と10を入れかえるべきであるという提案を満場一致で採択した。ドミニカ共和国の代表はまた“国連及び専門機関の事業に対する婦人の参加”と題する項目を議事日程に追加することを提案し、委員会はこの提案を満場一致で採択した。

12. 委員会は、第258次会議において、議事日程を修正通り満場一致可決した。議事日程は最終的には次の様になつた。（E/CN.6/314/Rev.1）

1. 役員選挙

2. 議事日程の採択

3. 婦人の政治的権利

(a) 婦人の政治的権利に関する年次覚書

(b) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告

(c) 非自治領における婦人の地位に関する報告

4. 婦人の教育の機会

(a) 婦人の高等教育の機会に関する報告

(b) 婦人の中等教育の機会に関する報告

(c) 婦人に特に関係ある1957年のエネスコ活動に関する経過報告

5. 私法上の婦人の地位：結婚の承諾と結婚法令に関する報告

6. 婦人の経済的機会

(a) 働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者に関する報告

- (b) 家庭的責任を負う婦人労働者の状況に関する報告
- (c) 老令、病気または労働能力喪失の際における休養の権利および物質的保障の権利に関する報告
- (d) 退職年金と年金受給権に関する報告
- 7. 既婚婦人の国籍：既婚婦人の国籍に関する法規の最近の改定に関する特報を含む報告
- 8. 同一労働同一賃金
 - (a) 男女同一労働同一賃金原則に関して諸国政府の実行状況に関する報告
 - (b) 同一労働同一賃金に関するパンフレット案
- 9. 婦人の地位に関係ある技術援助および助言サーヴィス計画
 - (a) 婦人の地位に関係ある技術援助計画に関する報告
 - (b) 婦人の地位に関係ある、人権の分野における助言サーヴィスに関する状況報告
 - (c) 婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関する国際セミナーに関する覚書
- 10. 婦人の地位委員会会議の開催週期：人権委員会と婦人の地位委員会会議の開催週期に関する覚書
- 11. 全アメリカ婦人委員会報告
- 12. 婦人の地位に関する通信
- 13. 婦人の地位委員会より人権委員会第13回会議および、少数者の差別防止と保護の小委員会第10回会議に出席した代表の報告
- 14. 国連および専門機関事業に対する婦人の参加
- 15. 事業計画および優先審議項目についての検討
 - (a) 事業計画および優先審議項目検討に関する覚書
 - (b) 会議の形式に関する覚書
- 16. 経済社会理事会に対する報告の採択

第2章 婦人の政治的権利

- 13. 委員会は議事日程の第3項について、第259、260、263、および265次会議において討論を行つた。その際、婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法およびその他の法律についての事務総長の覚書（A/3627及びCorr. 1）信託統治地域（E/CN.6/319）および非自治領（E/CN.6/318）における婦人の地位に関する事務総長の報告書が提出

された。

- 14. 一般討論において委員会は、婦人の政治的権利の承認があらたに獲得された状況について検討を行つた。若干の主権国家が婦人にいかなる政治的権利をも未だ与えていないという事実が、数人の委員によつて特に指摘された。他方、これらの権利が婦人に与えられている多くの国々においても、その実際の行使には大きな障害が存在することが指摘された。
- 15. 残された重要な仕事の一つは、婦人の政治的権利の行使のし方に関する教育である。政治的権利が婦人に与えられている国々においては、市民としての義務を受け入れ、公的な仕事に積極的に参加することによつてのみ、参政権を最大限に利用することが出来るのである。それぞれの国において、婦人は政党に参加することを拒むことによつて、政治教育と政治経験を得る機会を見送り、政治的責任を放棄し、そして各々の国で活発に果さねばならない役割を行えないのである。この問題は婦人の、婦人の公職への参加と経済的権利の獲得との間の関係のために一層複雑になるのである。
- 16. 婦人の参政権に関する条約に署名、批准または加盟した国の数が、婦人が立法機関に対する選挙権と被選挙権を持つている国の数に比較して、少いのは遺憾である旨が述べられた。数人の委員は、このくい違いは公職ならびに公務を扱っている条約第3条のためであろうと思われる。多くの国では法的にも事実上もその様な公職ならびに公務に対して婦人は男子と平等の機会を有しないからであると述べた。
- 17. 公職への参加、昇進の規定、職務の条件、退職と年金に関する権利等において、婦人に対する一定の差別的慣行が、他の国々ばかりでなく実際にそれぞれ自分の国にも存在する事を知つて、多くの人々が驚いているという事が述べられた。婦人の社会的法律的地位の向上を義務としているこの委員会は、極めて広い公職の分野の未だ非常に広い範囲にわたつてなおすべきことが残されているのに注目すべきである、また婦人参政権に関する条約の批准の率を高めることができるようなやり方で、地域的にも国家的にも実行条件を改善する手段が必要とされているのである旨が述べられた。委員会では、政治的権利に関して、現在委員会で研究されるべき最も重要な分野は、婦人の公職と公務への参加の問題および婦人がそれに就くときの条件の点であるということに意見の一致を見た。
- 18. ある委員は、数年前に委員会が婦人の公職と公務への参加に関する研究を行つたが、その時の資料がその後更新されていないということを感じた。そして諸国政府が非政府団体とともに、委員会に対して、世界各国の現在の婦人の地位についての問題を報告するよう、要請されるべきであると述べた。数人の委員がこの提案を支持した。

19. 他の数人の委員は、婦人の公職と公務への参加に関する実際の状態の方が問題の方法的面よりもなお一層重要であると述べ、婦人がその国の政府や行政機関において、二次的な地位しか持っていない限り、その国における婦人の政治への参加に平等はないであろうと指摘した。また各国の政府に対し、政府の各部分で責任的地位についている婦人の数を報告するよう要請したいと述べた。

20. 数人の代表は、非自治領における婦人の地位に関する諸報告に述べられているように、若干の進歩がなされたが、しかし、政治的なもの、一般的なもの、また単に基礎的なもの、別を問わず、教育のみが、これら地域の婦人達に、政治的権利を獲得しそれを行使する必要を痛感させ得るという事実には注意を促した。婦人の政治的権利の行使を奨励する上に非常に有用なことが判明したよい方法は、地域的セミナーの開催であるということが強調された。パンソック・セミナー報告(注1)に指摘されているように、市民としての権利と義務は、投票や選挙に立候補することのみ存在するのではなく、政治的およびその他のあらゆる段階における市民的責任を実際に遂行することによつて成立する。この報告書はまた、婦人の公的生活への参加に備える養成機関としての民間団体の重要性を強調している。

21. 婦人の市民教育、ならびに婦人の公的、政治的生活への参加増大に関するセミナーが、将来、国連の主催で隔々開かれることを希望する旨が述べられた。婦人が経験を得、後に更に重要な地位につくのは、婦人が地方における公的生活に積極的役割を果たすことによつてなされるのである。この目的のために、委員会は、パンフレット類の作成と販売、調査や報告書の出版、そして特にセミナーの開催等、自由にあらゆる手段を最大限に利用すべきである旨が述べられた。

22. 討論の過程において委員会は、国際婦人同盟、国際婦人協議会、ならびに国際有職婦人連合会、国際婦人法律家協会の代表から意見を聴取した。

23. キューバ、フランス、イスラエル、スウェーデン、ヴェネズエラの代表は共同決議案(E/CN.6/L.237)を提出し、その本文3節は次の通りである。

“1. 公職と公務への婦人の参加の機会と、その行使についての研究内容(E/CN.6/158)を更新することを決定する；

“2. 事務総長に対し、国連加盟国政府と諮問的地位にある非政府団体、上記報告の第1章を配布して、研究内容を更新する上に必要と思われる、新しいまたは補足的情報を送ることを要請するよう要求する。

“3. 事務総長に対し、できれば第14回婦人の地位委員会までに、諸国政府と非政府団体か

ら提供された情報にもとづいて、報告書を作成するよう要求する。”

24. 委員会においてこの決議の原案を討論した後、決議案の提案者達にポーランド代表も加わつて修正決議案(E/CN.6/L.237/Rev.1)を提出した。

25. イギリス代表は、この決議を経済社会理事会に対するものとしている節を削除し、直接事務総長に対する決議とする旨の修正を口頭で行つた。ドミニカ共和国の代表は、前文中第3節の「11か国において」という言葉は、「若干の国において」という言葉におきかえるべきであるとい、やはり口頭で提案した。これら2つの修正案はともに決議案の提案者達に受け入れられた。キューバ、ドミニカ共和国、アメリカ合衆国の提案したいくつかの修正案も同様に受理された。

26. 数人の委員の要求により決議案の各部分毎に票決が行われた。前文第3節にある「事実を根據であるとし」という言葉は、賛成14、反対1、棄権1で採択された。また「憂慮し」の語で始まる前文最終節は、賛成14、反対0、棄権2で採択された。前文全体は全会一致で採択された。決議本文は15対0棄権1で採択され、決議案は全体として修正通り(E/CN.6/L.238)全会一致で採択された。決議文は次の如くである。

決議 1 (XII)

婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、国連加盟国の人々の目的の一つとしての男女同権の原則が国連憲章にうたわれていることを想起し、また世界人権宣言第21条ならびに、1946年12月11日の総会決議56(I)を想起し、

若干の国々においては、婦人が未だ何等の政治的権利を与えられないという事実を憂慮し、婦人の、すべての公職ならびに公務への参加と実践における平等が与えられることが絶対必要であることを考慮し、

婦人の参政権に関する条約が、政治的権利の分野における男女平等の原則の実施に重要な役割を果たしていると信じ、

約70か国において婦人が立法機関に対する選挙権被選挙権を持つているにもかかわらず、この条約が1953年3月に諸国に対し、署名、批准、ならびに加盟国のため開放されて以来、41か国が署名し、29か国が批准ならびに加盟したに過ぎないことを憂慮し、

1. 公職と公務への婦人の参加の機会とその行使について、研究内容(E/CN.6/158および附録)を更新するよう決議する。

2. 事務総長に対し、国連加盟国政府と、諮問的地位にある非政府団体に対して、上記報告の第1章を配布し、研究内容を更新する上に必要と思われる、新しい、または補足的情報

を送ることを要請するよう要求する。

3. 事務総長に対し、できれば第14回婦人の地位委員会までに、諸国政府と、非政府団体から提供された情報に基づいて、報告書を作成するよう要求する。

第3章 婦人の教育の機会

27. 委員会は議事日程の第4項を、第261、262、263、および265次会議において審議した。委員会には、ユネスコと国際大学婦人連盟との共同になる、婦人の高等教育の機会に関する報告書(E/UN, 6/327)が提出された。委員会はまた、「学校在籍現況統計」第4号と題するユネスコ出版物を紹介する、婦人の中等教育の機会に関する覚書(E/UN, 6/328)も提出された。

また婦人に特に関係ある1957年のユネスコ活動に関して、ユネスコが準備した報告書(E/UN, 6/320)もまた提出された。更に、世界の文盲に関する統計的研究、学校施設、教員養成、学校教科課程等の拡充等の問題を扱った多くのユネスコ出版物が委員会の各委員に提供された。尚、委員会は、国際カトリック社会事業連盟からの声明書(E/UN, 6/NGO/52)も受理した。

28. 委員会は、報告書を提出したユネスコの代表から、婦人の地位委員会が特に関心をもっている分野における1957年のユネスコ事業についての説明を聴いた。これに関連してユネスコ代表はユネスコ事務局がユネスコ実行委員会第4回会議において、婦人の教育に関する計画を1959年から1960年にかけて準備する意図を表明したと述べた。ユネスコ代表は、この計画に関して、1人の婦人顧問が招請され、ユネスコ事務局と共同して提案を行うよう依頼されていると述べた。

これらの提案に基づいて作つた計画案は、来る1958年4月のユネスコ実行委員会第50回会議および、1958年11月の第10回ユネスコ総会に提出される予定である。更にユネスコ代表は、この計画案の主な目的は、少女ならびに婦人の、教育の分野における差別待遇と不平等の問題の解決のために、絶えず援助を行うということにあると指摘した。また、アジアおよびアフリカ諸国の問題は、婦人の教育の機会に関する計画案の作成に際して考慮に入れられていると述べた。

29. 後の討論の際に、ユネスコ代表は、婦人の高等教育の機会に関する報告書中のすべての統計資料は、ユネスコ事務局が入手し得た統計に基づくものであることを強調し、この報告書中の統

計の配置の仕方について、委員達の意見があれば適当な機関が煩瑣するであろうと述べた。

30. ユネスコ代表は、将来の婦人の地位委員会のためにユネスコが作成する統計画している。報告書の形式案の概略を述べたが、ユネスコは第13回婦人の地位委員会のために、婦人の教育につく機会に関する研究報告を作成するよう企画しており、引きつづき第14回会議には、婦人の学校教育以外の教育を受ける機会に関する報告書を提出するであろうと述べた。

31. ユネスコ代表は、ユネスコのこの方面における事業が、婦人の地位委員会ならびに各委員の緊密な協力を引きつづき得られるよう希望すると述べた。

32. 一般討論の過程において、数人の委員達は、ユネスコから審議すべく提出された、種々の報告書について討論を行つた。婦人に特に関係あるユネスコの活動については、特別な関心が寄せられ、これに関連して、数人の委員達は、その主要事業であるラテン・アメリカにおける初等教育の発展を目的とする同地域の初等教育拡充事業の重要性を強調した。また数人の委員達は、ユネスコの行う国際セミナー、人物交換および広報活動の重要性を強調し、基礎教育計画と成人教育計画の間の緊密な関係、そして市民的責任をできるだけ完全に理解せしめるために男女がともに行う訓練について言及した。

33. ある委員の質問に答えて、ユネスコ代表は、各委員が、この分野における進歩と発展等について知ることができるように、「学校在籍現況統計」の将来の版を、委員会に提供できるとを述べた。

34. 議事日程のこの項目に関する委員会の討論は、主にユネスコと国際大学婦人連盟との共同になる、婦人の高等教育の機会に関する報告書(E/UN, 6/327)に焦点がおかれた。討論に参加した代表はすべて、この報告書作成のために、ユネスコと国際大学婦人連盟が行つた仕事に対して感謝の意を表し、この報告書自体、婦人の高等教育を受ける機会を増加させるために、ユネスコと婦人の地位委員会によつてなされる将来の事業の基本となるものを提供するものであると述べた。数人の代表は、報告書附録中の統計は、これらの統計が常に厳密に比較し得ると思ふことはできないと断つてはいるが、男女差別の除去に向つてかなりの進歩があつたことを示している、と考えた。又報告書の本文、付録2にあるソヴィエトにおける婦人の高等教育の機会に関する資料を、編入するとよいと云ふことに意見が一致した。この附録中の資料は、遅く到着したので、総括の中に入れることが出来なかつたものである。

35. 婦人の高等教育の機会に関する報告書の実質的面の討論の際、数人の委員は、高等教育を受けた婦人が、地域社会生活において行うことの出来る貢献の重要性について強調した。彼等は、市民として、また家族集団の成員として、教育を受けた婦人の役割の大きいことを強調した。又数人の委員は、高等教育を受けたという強みを持つてゐる既婚の婦人は、高度の教育という恩恵を受けなかつた婦人達より、深い理解力をもつて家庭の責任を果たすことが出来る云

い、高等教育を受けた婦人が、可能な限り最大限にその教養を実際面に生かし得るよう、あらゆる努力がなされるべきであると述べた。

3.6. 多くの国々において、婦人のために開かれている教育の機会を、婦人自身が充分に利用していないということが指摘された。偏見と因習的な態度とが、他の面では経済的社会的発展の進んでいると考えられる国々においてさえ、かなりの程度まで婦人の高等教育の機会を制限しているということが述べられた。数人の委員は、婦人の高等教育への機会はまだ、経済的社会的要因によつても制限されると述べ、政府や地方政府が、学校制度の組織と財政に対して全面的な責任を負うべきであるとした。他の委員は、事業場、私的財団、労働組合、同窓会、その他非政府団体による奨学金や研究費援助が高等教育を習得する機会を拡げる上に重要な要素であることが明らかであると述べた。

3.7. ある委員は、経済的後進国において、高等教育を受けようと努力している婦人達が、直面している、特殊な問題について強調した。彼女は、これらの地域の問題には、教育向上のための国際的計画の立案や、国家的計画の促進のために、特別な注意が払われなければならないと述べた。

3.8. 討論の過程において数人の委員は、初等、中等教育を、高等教育のためのしつかりした基礎として行う必要があることを繰り返し強調し教育制度のあらゆる段階において、訓練を受けた教師を多数増加する必要があることを力説した。これに関連して、ある代表は男子にとつても女子にとつても男女共学制度のもたらす利点をかいつまんで挙げた。

3.9. 婦人の高等教育の機会に関する報告中の勧告を検討して、委員達は、適当な職業指導は、婦人と少女に開放されている教育の機会を利用させることが出来、生来の才能と素質と性向を考慮して、将来の生活の計画を立てさせることが出来る点で、極めて重要であると述べた。これに関して、多くの国々では屢々少女とその両親の双方が、長期の職業教育は、それに要する費用が経済的にも職業的にも償却してもとがとれる前に、結婚や家庭的責任がこれに介入して妨げとなるからつまらないと考えて、これを喜ばない旨が指摘された。幾人かの委員達は、地域社会、家族集団そして婦人個人が、その能力と知性とを最大限に役立てることによつて得られる利点を繰り返し強調した。

4.0. 委員達はまた、少女達が技術的科学的分野における訓練を受ける様に、そして昔から殊に婦人にふさわしいと考えられている分野にのみ職業の選択を限らないよう勧めるべきであると

力説した。技術的科学的分野で訓練された少女や婦人のためには、多くの雇用機会があることが指摘され、ある委員は、これらの分野で訓練を受けた婦人は、確実に適当な職業を得られるよう特に注意が払われるべきであると述べた。

4.1. 報告書中の勧告を実行する方法についての審議の際、数人の委員は、ユネスコや非政府団体によつて行われた貴重な業績に対して讃辭を述べた。委員会では、男女とも地域社会のすべての人々が、初等、中等および高等教育をうける機会を完全に持つことが出来るように各国政府が必要手段を講じよう、あらゆる可能な方法によつて奨励されるべきであるということに意見がまとまつた。奨励金ならびに研究補助金の増加と、高い学位を得るための必要条件を柔軟性のあるものにすることによつて、少女ならびに婦人が、将来の職業訓練を選択する際に知性と能力を出来るだけ充分に利用するよう各国政府が勧めるべきであるということが云われた。委員会は、婦人の高等教育の機会に対して残されている障害を発見しこれを取除くために、各国政府が必要とあればいつでも、高等教育における婦人の地位に関する全国的研究を行うべきであるということに意見の一致を見た。

4.2. 結論として、委員会は、ユネスコと国際大学婦人連盟の協力によむ仕事を高く評価し、ユネスコ代表の説明した今度の委員会に提出予定の報告の計画を解認し、提案中の婦人の教育の機会に関するユネスコ計画に対し深い関心を示した。

4.3. 委員会は討議の過程で、世界労連、カトリック国際社会事業連合、国際婦人同盟、国際刑法協会、国際有職婦人連合会、国際大学婦人連盟および世界カトリック婦人団体連合の各代表から意見を聴取した。

第4章 私法上の婦人の地位

44. 委員会は議事日程第5項を第264、265、267、270、271、272、および275次の会議で審議した。事務総長より、結婚の承諾ならびに結婚年齢に関する報告書(E/CN.6/317およびCorr.1およびAdd.1)が提出された。またカトリック国際社会事業連合(E/CN.6/NGO/55)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/56)、および、聖ジョン国際社会政治連盟(E/CN.6/NGO/48)より声明書が提出された。
45. 討論の過程で、当事者の結婚の承諾と結婚の最低年齢に関する実状が、世界の多くの地域において、満足すべきものには遙かに距つているということに意見が一致した。数人の委員は、この現状を改善するためには、結婚というものの考え方の中に伝統や習慣が深く涵み込んでしまっている人々を教育し、世論に影響を与えることから始める必要があると考えた。他の代表達は、その様な過程を促進し、若い少女が身体的にも精神的にも成熟する前に結婚するのを防ぐためには立法が必要であるとした。
46. 数人の委員は、委員会がこの件に関して、早速処置をとるべきであるとの見解をのべ、結婚最低年齢に関する国際条約を提唱した。彼等は事務総長の報告書は、結婚の最低年齢に関して十分な資料を提供しており、委員会はこの件に関してはつきりした立場をとることができる述べた。第13回会議のために事務総長が作成する文案は、彼等の考えによれば、婦人の参政権に関する条約や既婚婦人の国籍に関する条約の場合にそうであつたように、条約の案を練る過程の最初の一步であり、何年かの歳月を要するであろうと述べた。
47. 他の委員達は、一方ではこの立場を支持しながらも、提案された条約が結婚年齢のみを扱うべきではなく、当事者の自由意志に基く結婚の承諾および結婚登録の義務制もあわせて扱うべきで、これがなくては結婚最低年齢の規定は殆んど効果のないものとなり、この3つの問題は密接に関既し合つていと述べた。他の代表は、提出された報告書中の情報は完全なものではなく、事務総長に対し、各国政府ならびに非政府団体から、もつと広汎な情報を求め、受取つた情報にもとづいて、第14回会議のために、この問題に関する包括的研究を行うよう依頼するべきであると述べた。これら委員のうちのものは、事務総長に条約草案を作成するように依頼する前に、委員会が、事務総長より得た補足的情報を研究する機会を持つべきであると述べた。

48. 一般討論の過程において、カトリック国際社会事業連合、国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際婦人法律家協会、および世界カトリック婦人団体連合の各代表から意見を聴取した。

49. キューバ、フランス、およびポーランドの代表は、結婚最低年齢設定の条約案を第13回会議の審議事項として、準備する事を事務総長に要求する決議案(E/CN.6/L.339)を提出した。

50. 中国、ドミニカ共和国、日本、イギリス、アメリカ合衆国、およびヴェネズエラの代表は、経済社会理事会に対し事務総長が、結婚に対する同意および結婚年齢、婚姻登録等に関する必要条件に関する情報を、各国政府ならびに非政府団体から集めること、ならびにこの補足的情報に基いて第14回会議に報告書を準備するようとの要請を内容とする決議草案を採択することを、要求する別の決議案(E/CN.6/L.240)を提出した。

51. これらの決議草案についての討議の過程で、数人の代表は、3国共同提案の決議案を支持して、国連により準備される国際的手段が、結婚の最低年齢ばかりでなく、結婚に対する自由意志にもとづく承諾および結婚登録の必要も含めるべきであるということ提案して、口頭で修正を行つた。決議草案の提案者達は、これらの修正を受諾して、事務総長に対し第13回会議のために次の事項を設ける条約草案を用意することを要求する修正決議案(E/CN.6/L.239/Rev.1)を提出した。即ち、(a) 結婚の最低年齢、(b) 結婚当事者双方の自由意志にもとづく承諾の必要、(c) 結婚登録の義務制である。

52. 数人の代表が、2つの決議案を合併する目的でいくつかの提案を行つた。2つの決議案は、決議委員会に委託された。委員会は、文案(E/CN.6/L.245)を採択しこれを委員会に提出した。

53. この新草案の審議の過程において、ある代表は、事務総長に、決議案の本文に提案されている条約案を第14回会議よりも、第15回会議に準備するよう依頼すべきである旨の提議を行つた。他の代表は、委員会が、事務総長の準備した条約案を審議する際、前もつて出来る丈多くの情報が手元にあれば大変に役立つであろうという意見であつた。

54. イギリス代表は、事務総長の用意するべき条約案が、実体的な部分に限られるという理解のもとに、決議案を支持すると述べた。イギリスは、假土適用条項が欠けているか又は問題のある場合には、最終的な正式の諸条項について、その立場を保留せねばならないであろうと述べた。

55. ドミニカ共和国の代表は、決議案本文第4節ならびに第5節の各部分を別々に票決することを要請した。ベルギー代表は、本文第4節の「16才以下でないことが希ましい」という句

について別に票決することを要請した。決議案は次の様に票決した。即ち、前文ならびに本文第1. 第2. 第3.節は満場一致で採択された。本文第4節は4つの部分に分けて票決し、「この分野における希ましい標準を規定することが妥当である」と考慮する」は、満場一致で採択され、「国連の主権する国際的手段によつて、」は、15対1、棄権2で採択された。「16才以下でないことが希ましい」は、13対1、棄権4で採択され、本文第4節最後の部分、F-を散定する」という言葉からその節の終りまでは、15対1、棄権2で採択された。本文第5節は13対1、棄権4で採択された。

56. 決議案全体は、委員会の第275次会議において、賛成15、反対なし、棄権3で採択された。決議文は次の如くである。

決議 2。(XII)

結婚年齢、自由意志に基づく承諾 および結婚の登録

婦人の地位委員会は、世界人権宣言第16条、1954年12月17日の総会決議843(X)、1957年7月24日の経済社会理事会決議652G(XXIV)、および奴隷及び奴隷売買と奴隷類似の制度と慣行廃止に関する補足条約第2条を想起し、

結婚の承諾ならびに結婚年齢に関する事務総長の報告書を審議し、同報告書の序文中に、事務総長が、彼の手元に集められた資料の出所はあらゆるものを網羅したものではないと述べていることに注目し、

この分野におけるより多くの情報を得ることが、婦人および家族の保護を確実にするために役立つことを確信し、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

1. 事務総長に対し、国連加盟国政府ならびに諮問的地位にある非政府団体に、結婚の承諾および結婚年齢と結婚登録に関する必要な条件についての資料を集めるために作成された質問書を、配布することを要求する。
2. 事務総長に対し、婦人の地位委員会第14回会議に、各国政府ならびに非政府団体から受けとつた情報に基いて、報告書を作成するように要求する。
3. 加盟国政府ならびに非政府団体に対し、事務総長と協力して、要求された情報を速やかに準備するよう依頼する。
4. 16才以下でないことが希ましいと考えられる結婚最低年齢、結婚に対する当事者の自由

意志に基く承諾、および結婚登録の義務制、を設定するために、国連による国際的手段によつて、この分野における希望しい標準を規定することが妥当であると考慮する。

5. 婦人の地位委員会第14回会議に、上記第4節に述べた3つの問題を扱った条約案を用意するよう事務総長に要請する。

7. 数人の代表は、「既婚婦人の法律上の地位」(注2)という題の優れた出版物について、事務総長に称賛の意を表した。この出版物は、家族法と財産権の分野において婦人の平等権の推進のために働いているすべての人にとつて、価値ある小冊子である。ある代表は、この出版物が、将来もつと多数の国々にわたる情報を含めるように増補されることを希望を述べた。

5.8. 委員会は、第266次会議(秘密)において、世界のある地域における若い少女の身体的完全を冒す儀式的慣例について討論した。委員会は、数人の代表の出した質問に対する世界保健機関代表の回答を聴取した。

5.9. 委員会は、第271次会議において、キューバ、ドミニカ共和国、フランス、およびスウェーデンの各代表の提出した、経済社会理事会が世界保健機関に対しこれらの儀式的慣行に関する調査を行い、調査結果を婦人の地位委員会に報告するよう、要請する決議案を経済社会理事会が採択することを内容とする決議案を審議した。

6.0. 世界保健機関の代表は、調査が予算の関係や、人員の問題と同じ様に、加盟国政府の協力を必要とするから、このような調査の可能性如何について予備研究をするよう要請した方がよいであろうと示唆した。しかしながら委員達は、そのような調査がすでに遅すぎる程であつて、これ以上遅れてはならないと強く主張した。

6.1. 決議案は、第271次会議において満場一致で採択された。決議文は次の如くである。

決議 3 (XII)

儀式的慣行

婦人の地位委員会は、1952年5月28日の経済社会理事会決議445 C (XIV)、1953年7月13日の信託統治理事会決議865 (XII)、ならびに1954年12月17日の総会決議843 (IX)を規起し、

経済社会理事会に次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

1. 少女に対する成種の儀式的慣行(儀式的手続の一つとして行う手術ritual operation)

を受けさせられる習慣の持続について調査し、またこれらの慣行を止めさせるためにとられた。もしくは計画された、諸措置に関する調査を行うよう世界保健機関に要求する。

2. 第14回婦人の地位委員会で審議するために、この調査結果を1959年末までに婦人の地位委員会に報告するよう世界保健機関に要求する。

第5章 婦人の経済的机会

6.2. 委員会は第268次から271次、および273次から276次までの会議において、議事日程第6項について討論を行つた。事務総長から働く母親を含む、家庭的責任を負う婦人労働者に関する報告書(E/CN.6/324)および、家庭的責任を負う婦人労働者の状況に関するILOの作成になる報告書(E/CN.6/329)が提出された。更に、ILO作成の老令、病気または労働能力喪失の際における休養の権利、および物質的保障に関する報告書(E/CN.6/323)、ならびに退職年金および年金受給権に関する事務総長の報告書(E/CN.6/321)が提出された。その他、カトリック国際社会事業連合(E/CN.6/NGO50と51)、国際カトリック児童局(E/CN.6/NGO/57.Corr.1)、国際機会均等協会(E/CN.6/NGO/53)、よりの報告書も提出された。

働く母親を含む、家庭的責任を負う婦人労働者

6.3. 委員会は第268、269、270、および274次会議において、働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者の状況、ならびにその地位を改善するための方策について、討論を行つた。

6.4. ILO代表は、家庭的責任を持つ婦人労働者の状況に関する審議においては、関係法律や規則ならびに団体協約に関する規定の分析をも含めるべきであるとの見解を述べた。ILO代表は、多くの国の労働市場において家庭的責任をもつ婦人数が増加していることは、産業の急速な発展過程によるところが大きいことを強調した。彼女は、かつては家庭的責任を負う婦人が労働力不足の時期に労働力として駆り出されたに過ぎなかつたが、もはや大多数の国々において、家庭的責任を負う婦人が、労働力構成における余分な要素とは考えられないと述べた。

6.5. ILO代表はまた、労働時間や労働日数が次第に短縮される傾向は、これらの婦人の立場を考慮する上に大変重要なことであると述べ、この問題は全体として将来の研究にまたねばならないとの見解を表明した。

6.6. 後に修正決議案に関して再び討論がなされた際、ILO代表は、託児所に関する提案中の

調査に関して、国際児童センターの計画に言及し、家庭的責任を持つ婦人労働者の立場を改善するために利用できる、国連および専門諸機関の技術援助計画によって、諸国政府が受けることの出来る援助について注意を喚起した。

67. 討論の過程において、委員達は、事務総長とILOに対し、この問題について準備された報告書に対して謝意を表し、同時に事務総長に協力して家庭的責任を持つ婦人労働者の立場に関する情報を提供した非政府団体に対して、感謝の意を表した。委員達は、職業上の責任に加えて、家庭を管理し、家族の福祉に注意するという家庭的責任を負う婦人労働者の二重の責任について繰り返し強調した。多くの国々においてあきらかな結婚年齢低下の傾向と、寿命が世界的に長くなる傾向は国家経済および社会生活に対する婦人の貢献の重要性を増大し、家庭的責任を持つ婦人労働者の直面する問題は、社会全体が深い関心を寄せる問題であると述べられた。数人の委員は、家族の全成員を支える責任を1人だけで負っている婦人労働者の持つ特別な問題については、特に注意が払われるべきであると述べた。

68. 勤めと家庭的責任との結合のために生ずる長時間労働を討議して、数人の委員は、技術的進歩は、家庭的責任を持つ婦人労働者をも含めて、すべての労働者の労働時間を短縮するに役立つであろう、そしてこの範疇に入る婦人の種々の仕事を容易にするであろうとの見解を述べた。

69. 数人の委員は、家庭的責任を持つ婦人にとつてはパートタイム労働が殊に適していると述べた。他の委員達はそうした仕事を持ち得るのは比較的少数の婦人に過ぎないと述べた。更に他の代表達は、パートタイム労働の拡張は、失業または潜在的失業を隠すために使われ得るし、パートタイム勤務の拡張は、同一賃金、年金、および婦人の経済的機会全体における平等の獲得にとつて悪い結果をもたらすであろうと述べた。

70. 家庭的責任を持つ婦人労働者の家事労働の負担を軽くするための種々の方策を討論して数人の委員は、家庭においてもつと容易に利用出来る近代的設備を持つことが非常に希望しいと述べた。これに関して、数人の代表は、電気、水道および近代的住宅の重要性について述べ、家庭の主婦自身が合理的に家事を処理することが望ましいことを繰り返し強調した。

71. 数人の委員はまた、婦人労働者が協同の形で利用出来る地域社会設備を設ける必要を力説し、多くの国々において商店その他の施設は、婦人労働者が必要な買物を出来るように遅くまで開かれていると述べた。家事の負担を少くするために、多くの国々において大きな進歩がなされたが、なお各地に改善すべき分野がかなり残っていると述べた。家族の全員が家事の手伝いをしようという傾向が増加しているが、これをもつと奨励するべきであり、夫が理解ある協調

的な態度をもつことは、この面において極めて重要なことであるとされた。また少年少女は家事がすべて妻または母親だけの責任ではないということを教えられべきであるということも云われた。

72. 働く母親の子供の健康と福祉に関する討議の過程で、数人の委員は、有給出産休暇の重要性と、適切な社会保障設備ならびに出産保険の拡充に対して殊に注意を促した。これに関連してある代表は、母性保護に関するILO条約（第103号、1952年改正）に注目し、近い将来にもつと多くの国々がこの条約を批准するよう希望すると述べた。もう1人の委員は、団体協約に出産休暇の規定を入れることは、婦人労働者と労働組合との絶えざる努力を必要とするから、これに関する立法措置を設けることが希望しいと述べた。

73. 委員達はまた、働く母親の子供の世話について各々の国でとられている様々の処置について述べ、特に学令児童の放課後の世話の問題に注意を向けた。多くの国でもつと多くの託児施設やこれに類する施設が広く必要とされて居り、これら施設の設置場所と人員の拡充が最大の注意をもつて行われるべきであると考えられた。

74. 委員達は、国家や地方政府および民間団体によつて行われる児童福祉活動を討議し、ある委員は託児所やこれに類する施設を工場その他の職場に設置したことが、労働力の固定化に役立つたとのべた。

75. 家庭的責任を持つ婦人の雇用によつて家族の身体的精神的健康が影響されるのではないかということについて審議が行われ数人の委員が、健康と道徳とは、多くの場合、それらの婦人が有給労働についている時には、向上すると云い得るであろうと述べた。家族の福祉に対して母親の雇用が家族に与える影響については、母親の性格と能力に大きく左右されるだろうと述べられた。

76. 委員達は、家庭的責任を持つ婦人労働者の問題は、国家ならびに地方政府の問題であると同時に非政府団体および国際的団体の問題であるべきである。何故ならば地域社会の福祉はそれらの活動に依存するところが大きいからであると述べた。これに関連してある委員は、農業経済を主とする諸国における家庭的責任を持つ婦人労働者の直面する特別な問題について力説した。

77. 討論の過程において、数人の委員は、経済社会理事会決議48(IV)に示された婦人の地位委員会の特殊付託事項に言及し、諸専門機関と同じく国連の他の機関は、この問題の諸点に密接に関連した研究やその他の活動を行つてしていると述べた。数人の委員はまた、委員会の基本的関心が男女間の平等の達成にあるならば、家庭的責任を持つ婦人労働者のための特殊な方策

を進めることは委員会にとって難かしいであろうと述べた。しかし他の代表は、家庭的責任を持つ婦人労働者の特別な立場は、地域社会全体の利益のために特殊な施策を必要とするものであり、それら施策の適用を推進することは、委員会の付託事項と相容れぬものではないと述べた。

78. 委員会は、国際キリスト教労組連合、カトリック国際社会事業連合、国際婦人同盟、国際刑法協会、国際児童福祉連合、世界母親運動、世界カトリック婦人団体連合、世界YWCA、国際機会均等協会、および聖ジョン国際社会政治連盟の各代表から意見を聴取した。

79. ポーランドとアメリカ合衆国の代表は、決議案を提出した。一般討論を参照して、提案者は修正決議案を提出したが、その本文は次の通りである。

- 「1. 事務総長および国際労働機関によつて婦人の地位委員会に提出された報告書に含まれている重要な資料に注目し、
- 「2. 諮問的地位にある非政府団体に対し、その協力を謝し、この重要問題に関する世論の啓発について、その努力を続けるよう要請し、
- 「3. 専門機関に対し、働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者の保護に関して、援助を求めて提出されるいかなる要求についても同情的考慮を払い、それによつて行われたサービスの提供について婦人の地位委員会に報告してくれるよう要請し、
- 「4. 国際児童センターが、託児所に関して行う調査の重要性を強調し、この調査の結果が、将来の婦人の地位委員会の会議に連絡されるよう希望する。

委員会はこの修正案を第274次会議で討議した。スウェーデン代表は、修正決議案の共同提案者に加わった。カナダ代表は、前文に最終節を追加する旨の修正を口頭で行い、提案者達はこれを承認した。ポーランドとスウェーデンの代表は、草案の変更を提案し、ポーランド代表は本文第2節と第3節の間にもう1節加えることを発議した。これらの提案はすべて他の提案者達によつて承認された。

80. ポーランド代表の質問に答えて、国連技術援助局欧州事務所長は、国際児童センターの組織、機能、および事業について説明した。委員会は、国際児童センターの行う調査の結果は、委員会の委員達の注目をひくであろうと考え、この調査の内容が、家庭的責任を持つ婦人労働者の立場に直接関係がある限りにおいてのみ討議されるであろうとした。

81. 第274次会議において委員会は修正決議案(E/CN.6/L.247)を満場一致で採択した。決議の全文は次の如くである。

決 議 4 (XII)

働く母親を含む、家庭的責任を負う婦人労働者
婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者の状況の絶えざる改善が、実際の必要に応ずるものであり、婦人の地位委員会の主な関心事の一つであること考慮し、

社会委員会および国連の専門機関がその各々の活動分野で問題をあきらかにする上にもまたその解決案を提案する上にも、貢献し得ると考え、

パリの国際児童福祉センターが託児所の調査を行い、これが家庭的責任を負う婦人労働者の生活状態の改善に重要な役割を果たすことを考慮し、

この調査の主題が、社会委員会はじめ、他の国連諸機関にとって、より関係があることを認め、

1. 事務総長とILOによつて婦人の地位委員会に提出された働く母親を含む、家庭的責任を負う婦人労働者に関する報告書に含まれている重要な資料に注目する。
2. 諮問的地位にある非政府団体に対しその協力を感謝し、この重要問題に関する世論の啓発について努力を続けるよう要請する。
3. 関係専門機関に対し、働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者の保護に関して、提出されるいかなる要請についても同情的考慮を払い、それによつて行われたサービスについて、婦人の地位委員会に報告してくれるよう要請する。
4. 国際児童センターが託児所に関して行う調査の重要性を強調し、この調査の結果が、将来の婦人の地位委員会の会議に連絡されるよう希望する。

休養の権利および物質的保障に対する権利

82. 委員会は、老令、病気または労働能力喪失の際における休養の権利および物質的保障の権利について、第271、および273次の会議において討議した。

83. ILO代表は、ILOの作成した本問題に関する報告書(E/CN.6/323およびCorr. I)が、婦人に対する経済的差別待遇の除去に関する経済社会決議625BIII(XXII)にしたがつて、同決議中にあげられた経済的権利の一分野として作成されたことを

述べた。

84. 休養する権利に関してILO代表は、この問題に関する相当多くの立法が、過去50年の間に進展し、多くの国においてそうした立法に向う第一歩は、婦人労働者の搾取を防止するための方策の採択であつたと述べた。彼女は、ある国で1日、1週、および1年の平均労働時間は、経済的社会的発展の程度により異なっているし、またその国の産業や職業によつても異なると述べた。ILO代表はまた、多くの国々における、団体協約およびその他の方策の範囲を出来るだけ多くの労働者に拡張しようとする傾向にもかかわらず、婦人が数の上で重要である農業労働者、家事労働者、看護婦、およびホテル従業員等の多くの職種が、休養する権利に関する協定や規定の適用を受けていないと述べた。このような場合にこれらの職種について男子労働者がより良い待遇を受けるのではないから、婦人が差別的処置をうけていることにはならないと述べた。

85. 婦人のための保護措置が望ましいかどうかという問題を討議して、ILO代表は、主として考慮すべきことは婦人労働者にとつて特別の欲求および問題を現実的に評価することであり、それらの欲求をみたすための方策は婦人の雇用の機会を妨げるべきものではなく、また労働市場における男子と平等の地位を危くするものであつてはならないと述べた。

86. ILO代表は、病気、老令、労働能力喪失の際における物質的保障に関連する社会保障制度の進歩について説明し、男子と女子の受ける恩恵は多くの国の社会保障制度において、明らかに相違していると述べた。彼女は、技術的進歩が、全労働者の退職年令を下げる上にかなり影響を持つかもしれないという見解を示した。ILO代表はまた、休養と物質的保障の権利に関してILOのとつた種々の処置および企画されている活動について概略説明した。

87. 一般討論の過程で、委員達は、本問題に関するILO報告書に謝意を表し、ある代表は、この報告書を審議することによつて、委員会は始めて婦人の就業時間を討議する機会を得たと述べた。

88. 数人の委員は、ILO報告書中に含まれている結論の重要性を強調した。それは、婦人労働を規制するための多くの間違った措置が婦人の就職の機会に対して悪い影響を与えて居り、またそうした方策が全然ないということは、婦人の当然受けるべき権利を奪うことになることと述べたものである。これらの委員達は、休養の権利と物質的保障を受ける権利に関する立法や、その他の方策が、すべての労働者の利益を念頭において行われるべきであるが、家庭的責任を負う婦人労働者の特殊な問題には特に注意を払うべきであると述べた。

89. ある委員は、婦人の就業に関する保護措置の中には、その意図は良かったが次第に廃止さ

れるようになった各種の保護を含んでいると述べた。彼女は、夜間就業に関する場合のような或種の保護措置は、男女双方に対して実施されるべきであること、また多数の婦人が多くの国々において特に保護法規の範囲外にある非生産的領域の職業に従事していると述べた。この委員は、国家の立法機関における婦人の数が増加すれば、婦人の保護措置の廃止を促進し、また世論に影響を与えることもできるであろうと述べた。これに関して、彼女は保護措置の除去というのは、婦人が危険な職業に従事するというのではないと述べた。

90. ある代表は、婦人の労働条件に関する適当に均衡のとれた研究は、各国の国家経済の中にある婦人労働者の状況を注意深く考察することによつて行い得るであろうと述べ、また多数の婦人が、労働組合組織の充分に発達していない不熟練労働の職種に雇用される傾向が未だにあると述べた。この委員は、休養する権利に関して最低の基準を設定するための法律を採択することが重要であると強調し、1日および1週の労働時間と有給休暇の権利を確立する団体協約の重要性を力説した。これに関連して数人の委員は、婦人労働者をもつと労働組合に参加するよう奨励することが大切であると強調した。

91. 老令、病気または労働能力の喪失の際における物質的保障の権利を論じて数人の委員達は、各自の国の国家ならびに地方政府が採択した、関係立法措置を概略説明した。数人の委員は、上の如き効果を目的とする規定を持つた団体協約の存在および、教育の休暇の規定が存在することに注意を促した。ある代表は、また自国における民間健康保健企業の開発について注意を喚起した。いろいろな委員が、老令の場合の物質的保障の権利と次の項目である退職年令および年金との密接な関連性を強調し、彼等の見解が、報告書のその問題に関する次の項に述べられていると述べた。数人の委員達はまた、家庭的責任を負う婦人労働者に関する特別な状況が退職年令と年金に関する規定をきめるに際して考慮に入れられるべきであるとの見解を述べた。

92. 討論の過程において、委員会は、国際キリスト教労働組連合および世界労連の各代表から意見を聴いた。

退職年令および年金を受ける権利

93. 委員会は議事日程の退職年令および年金を受ける権利という小項目について、第273次から277次の会議において討議した。討論の過程において、数人の委員は、本題目に関する事務総長の報告書(E/CN.6/321)に対して謝意を表し、この報告書作成のために使つた資料を提出してくれた非政府団体の協力を感謝した。

94. 討論は、男子と比較して婦人の退職年令と年金を受け得る年令が低い方が希望しいかと

うかという問題に集中した。

95. 数人の委員は、退職年令と任意に年金を受けられる年令とに関しては、男女が完全に平等であることを強く支持する旨を述べた。これらの委員は、もし年金を受けられる年令および退職年令がより低く行われれば、年金を受ける年令に近い婦人と契約することを多くの使用者は喜ばないから、婦人に対する職業上の差別が生ずる危険のあることを強調した。また、年金を受けられる年令が低くて退職するということは、婦人が低い年金を貰う結果になる。また年金を受ける年令および退職の年令が低いことは、高い政策内地位はふつう高年層の人によつて占められているのだから、婦人の職業的昇進の可能性に重大な影響を与えたと述べた。

96. これらの委員は、高年層の婦人は、家族の世話という重荷をもう負つてはいないと思われるから、婦人の家族に対する特殊な責任という見地から、婦人に男子よりも若くして退職し、年金を受ける権利を与えることを主張する、なんらの正当な根拠もないとのべた。男子の寿命が低いことから、退職と年金をうける年令を低くするという点については、激しい議論が行われた。ある委員は、退職と年金を受ける年令における男女平等の例外は、仕事の性質と年令の高い労働者を引続き雇用しておくことが、社会にとつて危険でないかどうかということにのみよるべきであると述べた。他の1人の委員は、国連によつて、男女平等にもとづく国際的標準を設定することが、現在、工業化の過程にある経済的後進諸国が、この点に関する正当な法律を採択するよう導くのに大きな助けとなるであろうとのべた。

97. 一方また若干の委員達は、男女平等の原則は、男子と女子の社会に対する主要な貢献に照らして考えられるべきであつて、社会は男子よりも婦人の年金年令を低くすることによつてこの法則を認めるべきであると述べた。これらの代表は、しかしそのような法規は雇用される権利を保障する法律の存在することを前提として述べ、婦人が年金を受けながらも働き続ける権利を保護することが大切であると強調した。ある委員は、婦人が現在低い年令で年金を受ける権利を持つている国々では、絶対的男女平等を唱えるのは当を得ないだろうと述べ、更に、技術的進歩が、さ程遠くないうちに、全労働者のための退職してもよい年令と年金を受けられる年令を低くするのを容易にするであろうと述べた。

98. その他の委員達は、退職と年金年令に関する意見がまちまちであることに注意を喚起した。彼等は個人的選択の問題がこれに関連して考えられるべき主要要因であると述べた。ある委員は、彼等の国では、現行法規の下では婦人が広い選択の範囲を持つていて述べ、事実においては婦人が退職するのに選ぶ年令は、男子によつて選ばれた年令とそれ程違わないと述べた。他の委員は婦人が望む限り長く仕事を続けさせることは、もし仕事に適任で有能であるならば

賢明なことであろうと述べた。これに関連して他の代表は、彼女の国の婦人労働者の間で、低い年金受給年令に関して存在する意見の相違について注意を喚起した。彼女は、低技能しか持たない婦人労働者は、男子よりも年金年令の低いことを望んで居り、他方また高度に訓練を受け、興味ある仕事をし、昇進の可能性をもつた専門的職業婦人は、男女平等の年金年令を希望していると述べた。この委員は、程度の高い政策的な仕事をしている婦人に対しては男子と平等の年金年令とすることが賢明であろうと述べた。

99. 委員会は、国際自由労連、国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際有職婦人連合会、および国際婦人社会民主主義協会の各代表から意見を聴取した。

100. 委員会は第275、276、および277次会議において、カナダ・ドミニカ共和国・フランス・スウェーデンの提出した決議案(E/CN.6/L.243)を審議した。それは委員会が経済社会理事会に対し、次のような本文をもつ決議案を採択するよう要求するものである。

“1. 非政府団体に対し、労働者の退職年令および年金受給年令に関して、婦人の平等な権利のための努力を続けるよう促し、

“2. 国連加盟諸国および専門機関に対して、あらゆる適当な手段をこゝじて、年金計算に関する男女労働者の平等な待遇を助け、普通の退職年令は男女に同じであるべきであるという原則の履行を促進するよう勧告する。

ILO代表の提案によつて、決議案の提出者達は、第275次会議において、本文最終節の「退職年令」の語の後に、「ならびに年金を受けられる年令」という語を挿入することに同意した。

101. 第276次会議において、ポーランドの代表は、決議案に対して3つの修正(E/CN.6/L.246)を提議した。第1の修正は、前文の第2節を次のようにおきかえるものである。

“原則として、働く権利と年金を受ける権利に関して、全ての男女間の差別待遇は除去されるべきことを認識し、

年金受給資格年令に達した時の男女の年令の差が、年金の額に何らの影響を与えるべきで

なく、必ず退職しなければならないものでもなく、これらのことは労働者の意志と働く能力によつて決定されるべきことを考慮し。

第2の修正は本文第1節を次のようにおきかえるものである。

“1. 非政府団体に対し、労働者の退職年金および年金受給年令に関して、婦人の平等な権利のための努力を続けるよう促し。” また第3の修正は第2節を次のようにおきかえるものである。

“2. 国連加盟諸国および全専門機関に対し、あらゆる適当な手段をこうじて、働く権利と年金を受ける権利に関し、男女労働者の平等な待遇を助けるよう勧告する。”

第277次会議において、委員会はポーランドの提出した修正を次の票数によつて却下した。即ち最初の修正は賛成4、反対11、棄権2で否決、第2の修正は賛成5、反対

11、棄権1、第3は賛成6反対11、棄権なしでそれぞれ否決された。

102. 委員会は第277次会議において決議案(E/CN.6/L.243)を修正通り9対

6、棄権8で採択した。票決の際欠席していたメキシコ代表は、決議案に賛成の票を入れたものとして記録して欲しい旨を後から要求したので、記録は10対0、棄権8に改められた。決議文は次の如くである。

決議 5 (XII)

婦人の経済的機会、退職年令および年金を受ける権利

婦人の地位委員会は、

“退職年令および年金を受ける権利に関する事務総長の報告書(E/CN.6/321)および、老令の場合の物質的保障を受ける権利に関するILOの報告書(E/CN.6/323B)を審議し

委員会が第11回会議において、婦人労働者の退職年令を男子のそれと比較して、相等しくするか、もしくはそれより低くする方が希望しいかということに関して勧告を行う前に、非政府団体に諮問すると決議したことを想起し、

退職年令に関する問題について意見を聞いた大多数の非政府団体が、男女の退職年令を等

しくする方に賛成したことに注目し、

経済社会理事会に次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

婦人労働者が男子労働者と同等の労働条件を認められるべきであるとの原則を受け入れ、

したがつて退職年令と年金を受ける権利に関して男女労働者に差別があるべきではなく、退職年令と年金を受ける権利は、男女双方に適用出来る規則に従つて決められるべきであると確信し、

1. 非政府団体に対し、労働者の退職年令および年金受給権に関する婦人の平等の権利のため努力を続けるよう促す。

2. 国連加盟諸国および全専門機関に対して、あらゆる適切な手段をこうじて、年金計画に関する男女労働者の平等な待遇を助け、普通の退職および年金受給年令は男女に同じであるべきであるとする原則の履行を促進するよう勧告する。

第6章 既婚婦人の国籍

103. 委員会は議事日程第7項を第275次会議において審議した。事務総長から既婚婦人の国籍に関する法律中の最近の変化についての覚書(E/CN.6/254/Add.4)が提出された。同覚書には記録E/CN.6/254/付録1から4までに含まれている情報を総合して、結婚が婦人の国籍に与える影響に関する表が入れられている。

104. 一般討論の過程において、事務総長報告書による法律中の最近の変化は、国籍に関して男女同権の方向に向つて一般的に進歩を示しており、この報告書に含まれている各国の間には差別的な法律が未だあるのは、6カ国にすぎないと述べられた。数人の代表は、この問題に関する事務総長の年次報告書が委員会の事業にとつて欠くべからざるものであり、今後も継続してこれら報告書を作成するよう要請した。

105. 幾人かの委員は、各々の国において、既婚婦人の国籍に関する法律が「既婚婦人の国籍に関する条約」の原則にすでに合致していると力説し、各自の国の政府が極く近い将来同条約を批准する予定であると報告した。5カ国が既に条約を批准して居り、条約が発効するために第

6 番目の国が速かにこれを批准するよう希望された。

106. ある代表は、假土適用条項を含めたことが、若干の国々が条約に加盟しやすくなったことを指摘した。

一賃金に関する婦人の地位委員会の見解を、ある程度詳細に反映すべきであり、草案中の立法と団体協約に関する項目はもつと範囲を拡げてILO年次経過報告書中にのべられている措置の幾つかを含めることも出来るのではないかと述べられた。ある委員は、このパンフレットは同一賃金の原則を支持する議論をも、のせるべきであると述べた。他の1人の委員はこのパンフレットは、同一労働同一賃金との関連において、人口動態と完全雇用の問題を扱うべきであると述べた。この委員の意見によれば、パンフレットは最終的には一般大衆を目標とすべきであり、現実にもみられた発展を主として扱うべきであるというのである。他の委員達は、賃仕事および一般にはほとんどの労働者が婦人である分野における賃金決定の手続きについては、草案の中において、特に注意を払われるべきであると述べた。ある委員は、現在工業化の進展過程を歩んでいる国々で、同一賃金の原則を促進するためにとられている諸方策が特に強調されるべきであると述べた。数人の委員はまた、もし諮問的地位にある非政府団体が、パンフレット案の修正に関連して有用な追加情報を持つていれば、その情報を事務局へ出すことが出来ると述べた。

115. ILO代表は、そうした出版物の潜在的価値について強調した。彼女はこの草案は、現在の形では単なるパンフレットというには惜しいが、堂々たる研究報告とはまだ言い難く、出版にはまだ形がととのつていないと述べた。彼女はこの文書が、多くの修正と組みかえを必要とすると考え、国連事務局とILOが改訂草案を作るに必要な時間を与え、次の婦人の地位委員会に提出せしめたらよからうと述べた。

116. 委員会は各委員が、1958年7月31日までに、パンフレット案についての全般的意見を国連事務局およびILO事務局に対して提出すること、それによつて両事務局が協議を続け、可能な限りそれらの意見をとり入れて、婦人の地位委員会第13回会議における審議のために、更に改正案を準備出来るようにすることが望ましいと決定した。

雇用と職業に関する差別待遇についてのILO条約案

117. ある委員は、目下ILOが審議中の雇用と職業の差別待遇に関する条約案(注3)をとりあげ、殊に次に述べる第6条について注意を促した。即ち「男子および婦人労働者の同一価値労働に対する同一の報酬については1951年の同一報酬条約においてとり扱われている。したがつてこの条約ではとり扱われない。」である。

118. 討議に参加していた数人の代表は、今立案されているように第6条においては、同一価値労働に対する同一報酬が、ILO条約「同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約」(第100号)の中で扱われているという理由によつてこの条約案の範囲から特

別に除外されているということについて深い関心を示した。これらの委員達は、条約案にそのような項目を含めるということは、条約第100号を批准していない諸国を、雇用と職業の差別待遇に関する条約に固執させることになるから、同一賃金の原則の履行を妨げるであろうと述べた。また委員会が永年にわたって同一賃金の原則の奨励と履行を促進するために運動して来たということ、そして条約案第6条を削除するというはつきりした立場をとるのが委員会の義務であることを述べた。1人の委員は、最もよい解決法は条約案の中に同一賃金原則の重要性を特に言及するようおすことであろうと述べた。

119. 他の委員は、第6条の削除を提案することが希望しいかどうかについて質問し、自分の国の政府の経験によれば、少数グループに対する差別待遇は大部分が雇用の機会に関する事柄において起つていると述べた。この委員は男女の性別に基く賃金の差別に関して言及することは、条約案の基本的目的に関して混乱を招き易いであろうと述べた。彼女はまた、彼女の国においては立法措置は、特別の目標にむけられ、体系的な実施方法をとるときに最も有効であると述べた。

120. 委員達からなされた条約案についての質問に答えて、ILO代表は第6条はILO加盟の数カ国の要請によつて含められたものであり、ILO事務局が作成した原案中にはなかつたことを説明した。彼女の考えによれば、ILO加盟国が雇用と職業に関する差別待遇についての条約案に署名し、批准することが容易になるように含められたのであると述べた。更にまた彼女はもし各代表が提案された条約からこの条文を削除することを望むなら、1958年6月に開かれるILO総会に加盟ILO各国が適当な行動をとれるように、各代表はこの問題について自分の国の政府の注意を喚起するのが妥当であろうと述べた。

121. 討論の過程において数人の委員達は、第6条の削除に関して委員会の見解をILOに注目せしめるような種々の方法について討議した。委員会の委員達、殊にすでにILO条約第100号を批准した各国の委員達は、この問題について自国政府の注意を喚起するべきであり、それぞれの政府代表が来る第42回国際労働総会に、提案された条約案から第6条を削除することを推すように要求すべきであると述べた。数人の委員は、そうした活動が最も望ましいが、それだけでは充分ではなく、この討論の間に述べられたいろいろの見解を国際労働総会が必ず注目するように、委員会が更に手をうつことが必要であろうと述べた。これに関連して、今度の国際労働総会において委員会の立場を十分に説明するすめにこの問題についてよく知っている委員会委員の1人または国連事務局の職員1人を任命するよう国連事務総長に要求することが提案された。

第7章 同一労働同一賃金

107 委員会は議事日程第8項を第278より283次会議にかけて審議した。事務総長が、ILOと協議して作成した男女同一労働同一賃金に関するパンフレット案を回送する旨の報告書(E/CN.6/325)および同一価値労働に対する男女労働者の同一の報酬に関するILOの報告書(E/CN.6/322)の2つの報告書が提出された。

一般討論

108 委員会は国際労働機関(ILO)の代表から報告を聞いた。同代表は、ILO条約第100号および勧告第90号に関して、ILO加盟各国の行つた様々の活動について報告した。彼女はまた、ILO条約第100号は現在までに26か国によつて批准され、うち7か国は1957年中および1958年3月までの間に批准したと述べた。ILO代表はまた、1957年3月25日ローマで署名された欧州経済共同体設立の条約は、男女労働者の同一労働同一賃金の原則の適用を推進し保証するよう加盟国を拘束する条項を含んでいることを述べた。

109. 数人の委員達は、ILO作成の報告書に対し謝意を表し、同報告書によつて同一労働同一賃金の原則の実現がかなりの進捗を示している事実が明らかにされたと述べた。幾人かの委員はまた、ILO報告書中の省略箇所を注意を喚起し、各目の国における最近の進展に関して詳細にわたる情報を補足した。ある委員は、将来作られる一連の年次報告書は、同一賃金に関する非政府団体の活動について、もつと多くの情報を含めるべきであると強調した。他の一人の委員の要求によつてILO代表は、同一賃金に関する情報を将来は、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律的措施に関する事務総長年次報告書と同様の形式で婦人の地位委員会に提供することを、ILOを代表して約束した。なおその資料は、ILO条約第100号を批准した国を示す表および各国政府が採択した関係法規の表を含む予定である。

110. 数人の委員達は、ILO条約第100号が現在までに26カ国のみしか批准していないことを遺憾であるとし、労働組合を含む非政府団体が、条約を批准させるためにそれぞれの政府を動かすように働きかける努力を一層強めるべきであると述べた。ある委員は、条約を批准した諸国の方が、同一賃金の原則を実行に移していない国々より経済状態が好ましくないと述べ、他の委員達は、各々の国の憲法上の困難と、私企業における団体交渉に政府が介入することは好ましくないことに注意を喚起した。

111. ある委員は同一賃金の原則を全面的に適用することは、好ましくない経済的影響をもたらすことはなく、却つて購買力を増加させたと言った。また同一賃金の問題は、婦人の経済的機会の問題全体と密接に関連しており、男女同一労働同一賃金の達成それ自体が、婦人がもつと責任ある地位に昇進することを促進するという問題の解決にはならないと言った。これに関連して家族にとつての唯一の稼ぎ手である婦人労働者および、伝統的に「婦人の仕事」として考えられている職種に雇用されている婦人についての特別な諸問題が強調された。他の委員は婦人が専門的な高級な訓練を欠くことと、その就業が腰かけ式的であることが、多くの雇用の分野における同一賃金原則の履行を妨げていると言った。

112. 同一賃金の原則履行を促進するためにとり得る実際的方法を討議して、幾人かの代表は、この分野における国家の法律を改正することの重要性を強調し、また国体協約の中に同一賃金の規定を含めることを促進する上に国際的労働組合組織の果たす役わりが非常に重要であることを述べた。これに関連して、委員達は、婦人の労働組合や国体協約への参加が増大することが重要であると強調した。数人の委員は、同一賃金の原則について一般の理解を深める為に行つた啓蒙活動に関して、それぞれの国の経験を概略説明し、この問題に関する研究会や会議が有益であることを強調した。また正確な職務分析の必要性および「婦人の仕事」の内容を他の分野の同種類の職種と比較して評価することの必要性が特に強調された。ある代表は、職務評価の専門家達や委員会などの作成した結論を注意深く検討し、給与体系の不平等が永続することを避けねばならないと言った。代表達は、婦人が高い地位に昇進する資格ができるように、婦人に適当な教育と訓練を与えることが重要であると繰り返し強調した。

113. 同一労働同一賃金についての様々な問題に関する討論の過程で、委員会はイタリーとルーマニアからのオブザーバーより意見を聴取し、同時に次の非政府国体の代表からも意見を取った。即ち、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、カトリック国際社会事業連合、国際婦人同盟、国際有職婦人連合会、および国際婦人法律家協会である。

同一労働同一賃金に関するパンフレット案

114. 同一労働同一賃金に関するパンフレット案(E/CN.6/325)について討議した際、委員達は、事務総長とILOがこの文書作成のために行つた仕事に対して感謝し、この草案は最も有用な参考資料であり、将来の出版の基礎となるものであると言った。同草案はまた、同一労働同一賃金についての国際的活動、およびこの方面で非政府国体の行つている活動に関する、多くの有用な情報を含んでいるということが述べられた。そして、その様な出版物は、同

122. 委員会は第282次の会議において、ベルギー、ドミニカ共和国、フランスおよびヴェネズエラの各代表の提出した決議案(E/CN.6/L.255 Rev1)を検討した。なおキューバとメキシコの代表もこの提案者として加わつた。決議案は、経済社会理事会に対し国際労働総会が雇用と職業に関する男女の差別待遇に関する決議案を審議する際に、第6条を削除できる事が望ましいという希望を述べた決議を、採択するよう要求したものである。この決議案の修正(E/CN.6/L.256)をイギリスとアメリカ合衆国が共同提案した。これらの修正は、(1)経済社会理事会に関連するすべてを削除すること、(2)決議案本文中の節を次の文の様に変更すること、即ち、事務総長に対して、雇用と職業に関する差別待遇についての条約案から、第6条を削除する希望について委員会における意見の交換に関する記録をILOに提出するよう要請する。討論中に、事務総長の代理とILO代表は、数人の委員のした多くの質問に答えて意見を述べた。

123. 決議案とそれに伴う修正についての討論の結果、提案者達は委員会が今後の国際労働総会に委員会の立場を明らかにする代表を任命するよう事務総長に要請する修正(E/CN.6/L.255/Rev2)文を提出した。委員会はこの文案を第283次の会議において審議した。アメリカ合衆国の代表は口頭による修正を行い、経済社会理事会が第25回会議において、本文に述べられている行動をとるよう勧告する旨の一句を本文につけ加える旨の修正を提案した。イギリス代表は、現在の段階で第6条の削除を提案することが当を得ているかどうか疑わしいと述べ、記録E/CN.6/L.256(上記122を参照)中の第2修正を本文に加えることを提案した。修正決議案の提案者達はこの2つの提案を受け入れ、イギリスとアメリカ合衆国の代表は、記録E/CN.6/L.256中に記された修正を撤回した。

124. ゴーランド代表は、条約案に第6条を含めることの合法性について質問し、国際労働総会で行つた票決につき言及した。委員会はこの条項を挿入することの合法性及びこの問題に関して行つた票決についてILO代表から意見を聴取した。

125. メキシコ代表は、当該条約案は第1条において差別待遇を「雇用または職業の機会もしくは待遇の平等を個人から尋う、種族、人種、性別、に基いた不当な差別」と定義しているのだから、条約の適用範囲から性別に基づく報酬の差別反対の原則を除くのは矛盾するであろうと述べた。彼女は条約案第6条が、条約の基本的原則間の統一を破壊することになりはしないかと述べた。そこで同代表は修正決議案に本文第1節として新しい節を含めるよう口頭で修正を提案した。決議案の提案者達は、この節を含めることが原文を非常に強化すると考えたのでこの修正を受諾した。

126. 次に委員会は修正決議案(E/CN.6/255/Rev2)を修正通り14対0棄権4で採択した。決議文は次の如くである。

決議6(XII)

雇用と職業に関する差別待遇についての ILO 条約案

婦人の地位委員会は

・男女労働者の同一報酬の原則が、世界人権宣言の第23条第2節に宣言されていることを考慮し、同一賃金の問題に関するこれまでの諸決議を想起し、雇用と職業に関する差別待遇についての条約案が、その第6条中で、同一価値労働に対する男女労働者の同一報酬を、同条約の適用範囲から除くという事実に関心を払い、

1. 雇用と職業に関する差別待遇についての国際条約に、この第6条を含めることが、同条約の諸原則の間に存在すべき有機的統一性を破壊し、条約の将来の適用を妨げると考慮する

2. 事務総長に対し、雇用と職業に関する差別待遇についての条約案から第6条を削除する希望について、委員会における意見の交換に関する記録をILOに提出するよう要請する。

3. 経済社会理事会が第25回会議において、来る1958年6月の国際労働総会が雇用と職業に関する差別待遇についての条約案を討議する際、この問題について婦人の地位委員会の大多数がとつた立場を熟知する者として、国際労働会議に対して、この立場を説明することを委任するため、1名の代表を任命するよう事務総長に要請することを勧告する。

第8章 婦人の地位に関係ある技術援助および 助言サーヴィス計画

127. 委員会は議事日程第9項を第276次より280次会議において審議した。事務総長より、婦人の地位に関係ある国連技術援助計画における婦人専門家と婦人顧問の数および、国連計画において婦人に与えられたフェローシップに関する資料を含む報告書(E/CN.6/326)が提出された。また事務総長より、人権の分野における助言サーヴィスに関する報告書(E/3075)と、同報告書、および総会決議1163(XII)を送る旨の電書(E/CN.6/

331)、婦人の市民としての責任と公的生活への参加増大に関する国際的セミナーについての報告書(E/CN.6/315)、および人権の分野における助言サーヴィスに関する全アメリカ婦人委員会議長よりの手紙を伝える電書(E/CN.4/768-E/CN.6/332)が提出された。これに加えて、1957年8月5日より16日までバンコックで開かれたアジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナーについての報告書(注4)に対して注意が喚起された。

128. また委員会は、人権の分野における助言サーヴィスおよび、1959年中におこなうよう提案されている活動に関して事務総長が提出した電書(E/CN.4/L478)に注意を喚起した。

129. 委員会はWHO事務局長代理より意見を聴取したが同代理は、拡大技術援助計画および通常予算のもとにWHOによつて与えられる技術援助について述べ、これらの計画によるフェローシップを与える制度について説明した。彼はこの分野における専門的職員の37パーセントが婦人であり、フェローシップの25パーセントが婦人に与えられていると述べた。婦人専門家やフェローシップをうける婦人研究者の割合を増加することの価値が強調された。

130. 委員会はまた、国連技術援助行政欧州事務局長の意見を聴取した。彼は国連および専門機関の技術援助拡大計画および通常技術援助計画によるフェローシップおよびスカラシップを与える制度について説明した。そして各国政府がフェローシップとスカラシップにもつと多くの婦人候補者を指名するという基本的責任が大切であると強調し、国内技術援助委員会が、資格ある婦人候補者がフェローシップおよびスカラシップを受けられるよう推薦し技術援助計画における専門家や顧問として働く資格のある婦人の名前を募集担当事務局に届けて注目せしめる重要な役割であるからと述べた。また婦人専門家、婦人研究者および婦人の学者の割合を増加させること価値が強調された。

131. 国連の拡大技術援助計画および通常技術援助計画における婦人の参加増大を討議して、討論に参加した数人の委員は、婦人の専門家、研究者および学者の数は、比較的少数に止まつて居り、その指名される範囲は、看護や社会福祉のような伝統的に婦人の職業として考えられている分野に殆んど集中する傾向があると述べた。この計画に参加する婦人の割合が、まず各国政府が候補者として指名する婦人の数によつていのであるから、技術援助計画に関係している各国政府および国内委員会がもつと多くの婦人を指名することが望ましいという点に注意すべきであり、資格のある婦人が、募集と授与に対して候補者として進んで出て来るよう奨励すべきである旨が述べられた。この点に関して非政府団体の果しうる重要な役割が強調された。婦人が、伝統的に婦人のものとされている以外の諸分野においても同じように訓練を受けるべ

きであると述べられ、ある代表は、そのような傾向を助長することが、産業開発の後れている国々において、殊に重要であると述べた。

132. 人権の分野における助言サーヴィスに関する討論の過程において、委員会は、事務総長提出の記録に対し感謝の意を表し、更に、1957年8月タイ国政府の招待により、助言サーヴィス計画によつて初めてバンコックで開かれた「アジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナー」に関する報告書に対し、非常な満足の意を表した。助言サーヴィス計画の発展においてなされた進歩は、この計画のための予算の配分を増加させる可能性をもつものであるというのである。

133. バンコックセミナーに参加した国々の委員達は、セミナーがこの地域全体の婦人の市民的責任における関心を刺激する上に非常に成功をもたらしたと述べ、セミナーが共通の関心の事について経験や意見を交換するのに、極めてよい機会を提供したと述べた。これら委員のうち幾人かは、セミナーの直接的結果として行われた国内会議やその他の活動について述べた。討論に参加した代表は全部、1957年のセミナーの成功に対して満足の意を表し、このようなセミナーが国際的理解と友好および婦人の地位の向上に、最も有用な貢献をすることが出来ると述べた。全国会議を開き又セミナーの問題に関係ある分野で専門家を派遣したりフエローシップを与えたりして将来も行われるセミナーの成果を完全なものにすることに注意するべきであるとの意見がのべられた。また、各国政府が、セミナー参加者として最適任の人を指名すべきであることが強調され、ある代表は、婦人の地位に関するセミナーに男子もまた出席すべきであり、婦人だけが考慮する問題と見るべきではないと強調した。

134. 数人の委員の間でセミナーを開くことが、婦人の地位を向上させるための最も有用な方法であるということに意見が一致した。ラテンアメリカ、アフリカ、アジア、ヨーロッパの諸地域は、市民としての責任および、公法私法上の婦人の地位等の主題に関してセミナーをひらけば大変有益であろうと述べられ、この様なセミナーは毎年開かれるべきであるという意見が述べられた。大多数の委員が、将来のセミナーが、地域にとつて共通の問題および経験を考えるため、地域的規模において組織されるべきであると述べたのに対し、他の数人の委員は、彼女達の意見では、婦人の地位の、ある分野については、地域的規模と同時に国際的規模によつても討論されるべきであると述べた。これに関連してある委員は、同一労働同一賃金および婦人の経済的機会の様な問題は、国際的規準において最もよく取扱うるものであるが、他の、例えば教育の機会とか市民としての責任の様な問題は、地域的セミナーの主題とすべきであると述べた。この委員はまた、セミナーが開催される地域にある加盟各国はすべて、そのセミナ

ーの主催国となる機会を充分に与えられることの重要性を強調した。他の1人の委員は、第II回婦人の地位委員会における、市民としての責任および婦人の公的生活への参加増大に関する国際的セミナーの召集に関する討議を想起し(注5)この主題に関するセミナーに、優秀な婦人職員を参加者として含めることが参加者にとつて有益であるばかりでなく、今後の地域的セミナーの開催に関しても、指針となるであろう。更に又、婦人の地位に関するこの問題の重要性について世界の世論を集中させるのにも役立つであろうと述べた。同委員は、そうしたセミナーは非政府団体がその事業を行う上に助けになるであろうし、また婦人の国家および地域の政党への参加を増加させるのに役立つであろうと述べた。

135. アルゼンチン代表は、政府に代り、1959年に、婦人の公民としての責任および公的生活への参加増大に関するセミナーをアルゼンチンで行うよう、事務総長に招待の旨を述べた。アメリカ合衆国代表も又婦人の公民としての責任に関する地域セミナーの主催国となる旨の招待を1956年に合衆国政府が述べたことを再び繰り返した。委員達はアルゼンチンとアメリカ合衆国の代表が述べた招待に対し、深く感謝の意を表し、幾人かの代表達は、将来それぞれの政府に代つて同じ様な招待をする立場になりたいものであると述べた。

136 討論の過程において、委員会は全パキスタン婦人協会、国際婦人同盟、国際婦人協議会、国際有教婦人連合会、国際婦人法律家協会、および世界民主青年連盟の各代表から意見を聴いた。

137 委員会は、第278、279および280次会議において、ドミニカ共和国、メキシコ、パキスタン、アメリカ合衆国が提出した決議案(E/CN.6/L249)を審議したが、後に、アルゼンチン、イギリスおよびヴェネズエラもこの提案者として加わつた。第278次会議で、決議案に対する修正がイスラエル(E/CN.6/L250)とポーランド(E/CN.6/L251)によつて提出され、アメリカ合衆国代表は、イスラエルとポーランドの修正に対し再修正(E/CN.6/L252)を提出した。

138 委員会は、第280次会議において、イスラエルの提出した第1の修正を審議した。同修正は、決議案に次のように前文の節を加えることを提案したものである。即ち「婦人の地位の進歩のために地域的セミナーおよび国際的セミナーがともに極めて重要であることを認識し」である。アメリカ合衆国代表は、記録E/CN.6/L252中の最初の修正を取下げた。この修正は、イスラエルの修正にある「セミナー」という言葉を「会合」に変更することを提案したものであつた。委員会は最初のイスラエル修正を11対5、棄権2で採択した。

139 イスラエル代表は、アメリカ合衆国代表が、本文第4節の終りに「当該地域の加盟各国代表はすべてこれに参加し得、また他のいかなる加盟国代表も、オブザーヴァーとしてこれに出席し得るとの了解のもとに」という言葉をつくるべきであると提案した第2の修正に賛成して、イスラエルの2番目の修正を取下げた。そしてこの文章を、その地域の加盟国は誰でもこれに参加するために地域セミナーに集まる権利を持つて居り、また他のどの加盟国代表も同じ

ようにオブザーヴァーとして出席する権利を有するという意味に解釈すると述べた。委員会はアメリカ合衆国の第2の修正を13対3、棄権2で採択した。

140 ポーランド代表は、本文第2節の後に新しい節を含めるといふ、もとの修正(E/CN.6/L251)を撤回し、その代りに決議案本文に対し多くの修正を口頭で提案した。彼女は後にこれらをも撤回し、アメリカ合衆国の第3の修正(E/CN.6/L252)に提案された次のような言葉に賛成した。即ち「1959年に何処でセミナーが開かれるかによつて、1961年にアフリカまたはラテンアメリカのいずれかで地域的セミナーを開くことおよび、その後ヨーロッパで地域的セミナーが開催されることを希望する。」である。最後の句の「地域的」という語以下は修正の提案者によつて削除された。委員会はこの修正を17対0、棄権1で採択した。

141 委員会は決議案(E/CN.6/L249)を満場一致で修正通り可決した。決議文は次の如くである。

決議7 (XII)

婦人の地位に関するセミナー

婦人の地位委員会は、

決議10.(X1)(注6)を想起し、

1957年8月にバンコックで開催されたアジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関するセミナーの成功を満足をもつて注目し、

1957年11月26日の総会決議1163(XII)にあるように、総会がこの成功に注目し、婦人の地位に関するセミナーが将来、人権の分野における助言サーヴィスの計画のもとに可能な限り度々開かれることを希望したことに対して特別な満足をもつて注目し

地域的セミナーおよび国際的セミナーがともに婦人の地位の進歩のために極めて重要であることを認め、

バンコックで開催されたセミナーが共通の関心事をもつ各国よりの参加者が、その経験と情報を分かち合うことによつて利益を得るといふ地域的セミナーの大きな価値を証明していることを考慮し、

また全世界の婦人の地位の向上のために、この分野における次のセミナーが1959年以前に開かれるべきことが必要であると考慮し

事務総長の人権の分野における助言サーヴィスおよび1959年中に行うべく計画された活動に関する覚書中に、事務総長が、婦人の地位の向上の諸分野に関するセミナーを1959年に開くかも知れないことを述べ、婦人の市民的責任および公的生活への参加増大に関するセミナーが、アジア以外の地域で1959年に企画されるであろうことを述べ家族内の婦人の法的地位

及び婦人の財産権に関するセミナーが、例えばアジアにおいて開かれることが婦人の地位の向上のために最も有益なものとなるであろうと指示していることに注目し、

1955年12月14日の総会決議926(X)の第2節(a)が、事務総長が各国政府の要請によつて決議中に示されている援助を受ける旨を規定していることに注目し

1. 1959年にアフリカまたはラテンアメリカにおいて婦人の市民的責任および公的生活への参加増大に関する地域的セミナーを組織することが出来る様希望を表現する。

2. 家族内の婦人の法的地位および婦人の財産権に関する地域的セミナーが、1960年にアジアにおいて組織されることを希望する。

3. 1959年に何処でセミナーが開かれるかによつて、1961年にアフリカもしくはラテンアメリカのいずれかで地域的セミナーを開くこと、およびその後ヨーロッパでセミナーが開催されることを希望する。

4. 加盟国の政府が各目の国でその様なセミナーを開催するように招待することを希望する。

5. 各々のセミナーの開催を促進するために、当該地域の加盟国はすべて地域セミナーに参加し得、また他のいかなる加盟国代表もオブザーヴァーとしてこれに出席することが出来るという了解のもとに、事務総長が関係加盟国政府と協議することを要請する。

第9章 婦人の地位委員会の開催週期

142. 委員会は、議事日程第10項を第277および278次会議において審議した。事務総長から、人権委員会および婦人の地位委員会の開催週期に関する電書(E/CN.6/316)が提出された。また国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/49)国際婦人団体連絡委員会(E/CN.6/NGO/54)および国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/58)から意見を聴取した。

143. 一般討論において、数人の委員は、婦人の地位の向上と男女同権の推進のためにこの委員会のなすべきこととして残されている事業の重要性を強調した。幾人かの代表は、国連憲章と世界人権宣言にうたわれている諸原則の履行をなしとげるために、委員会の事業をもつと迅速に行う必要のあることを強調した。

144. 多くの代表は、委員会が総会決議532(VI)に従つて、会議を従来通り毎年開く必要を強調した。数人の代表は、将来委員会の使命が殆んど果たされた時には2年毎に委員会を開くことにしてもよいであろうと述べた。婦人にとつて残念ながら、そのような時はあまり近くはないであろうというのが、各委員の一般的な意見であつた。

145. 2人の委員は、委員会の会議が原則として隔年に開かれるべきことを、各自の政府が考えているとしても、現在の段階ではその原則を通すような圧力をかけてはいないと述べた。

146. 委員会は、国際婦人同盟、国際婦人協同会、国際有職婦人連合会、国際婦人法律家協会、

汎太平洋東南アジア婦人協会、および婦人国際平和自由連盟の各代表から意見を聴いた、彼等は委員会が毎年会議を続けることを強く支持した。ある委員の要請にもとづいて、彼等の意見は報告書中に現在含まれている。

147. キューバ、フランス、日本、パキスタン、スウェーデンおよびソヴィエト連邦の代表達は、委員会を引き続き毎年開くよう勧告する決議案(E/CN.6/L.248)を提出した。アルゼンチン、ベルギー、チエコスロヴァキア、ドミニカ共和国、イスラエル、メキシコ、およびベネズエラの代表はこの決議案を共同提案したい旨申し出た。

148. 決議案は第278次会議において満場一致で可決された。決議文は次の如くである。

決 議 8 (Ⅷ)

婦人の地位委員会の開催週期

婦人の地位委員会は、1957年7月24日の決議652-J(XXIV)に基づいて、経済社会理事会在婦人の地位委員会を将来隔年に開催する原則をたてる旨の調整委員会の勧告に対して、婦人の地位委員会が意見を述べるよう依頼したことに注目し、

経済社会理事会在婦人の地位委員会に、この重要な問題を審議する機会を与えたことに感謝の意を表し、

婦人の地位委員会の様々な活動分野における事業に示されているように、婦人が男子と同等の権利を未だ得ていないことを考慮し、

婦人の地位を向上し、男女同権を進める委員会の使命を果たすためにあらゆる努力をつくすべきであることを信じ、

また委員会の事業が、現在のところ年に1度より少い会議では効果的に運営出来ないことを信じ、

委員会が引き続き毎年会議を開催するよう勧告する。

第10章 全アメリカ婦人委員会の報告

149. 委員会は、第281次会議において議題の第11項を審議した。委員会に全アメリカ婦人委員会により報告書(E/CN.6/333)が提出された。

150. ドミニカ共和国の代表は、同報告書を読み全アメリカ婦人委員会が、代表を第12回会議に送れなかつたことは、議長がラテン・アメリカ諸国に旅行中のためではあろうが大変遺憾であると述べた。

151. 委員会は、全アメリカ婦人委員会の報告書に謝意をもつて注目した。

第11章 婦人の地位に関する通信

152. 経済社会理事会決議76(V)は決議3041(XI)の修正通り、婦人の地位に関する通信が、事務総長によつて非機密文書リスト(E/CN.6/CR/11)および機密文書中リスト(SW/通信リストN07)に摘録された

153. この非機密リストは、通信特別委員会によつて審議され、その報告書(E/CN.6/L.253)は第281次会議において全会一致で採択された。

154. 委員会は、秘密会により機密リストを受領し、これに注目した。

第12章 婦人の地位委員会より人権委員会 第13回会議および少数者の差別 防止および保護の小委員会第10 回会議に出席した代表の報告

155. 委員会は議題の第13項を第276次会議において審議した。

156. 委員会は、人権委員会第13回会議と少数者の差別防止および保護の小委員会に婦人の地位委員会の代表として出席した、フランス代表マリー、エレーヌ、ルフォージシユ夫人の口頭による報告を聴いた。

157. ルフォージシユ夫人は、人権委員会において彼女が参加した教育の差別に関する議題の討論について報告した。彼女は婦人の地位委員会が、少数者の差別防止および保護の小委員会の報告書に関する討議の間中、人権委員会第14回会議に代表を送つていなかったことは遺憾であると述べた。

158. 同夫人が出席した少数者の差別防止および保護の小委員会の事業に関連して、政治的権利、殊に婦人の公職と機能の機会に関する差別の問題について言及した。また彼女は、雇用と職業に関する差別についてのILO条約小委員会の討論についても報告を行つた。(上記117-126参照)。

159. この報告に注目して、委員会は同代表の払つた努力に対して深い感謝の意を表した。

160. 委員会は国際刑法協会の代表より意見を聴取した。

第13章 国連および専門機関事業に対する 婦人の参加

161. 委員会は議事日程第14項を第281次会議において審議した。
162. 数人の委員達は、この問題は国連憲章第8条の実施に関係あるこの委員会にとって特に關心をよぶ問題であると述べ、この議題が毎年委員会の議題とされるべきであると述べた。
163. ドミニカ共和国代表は、国連の事業に対する婦人の参加は、国連および専門機関事務局員として雇われることのみに限られるべきではなく、もつと多くの加盟国政府が婦人を、総会およびその他の国連の諸機関への代表として、また国連の常任代表の責任ある地位に任命すべきであると述べた。彼女はまた、事務局の婦人達が男子と同様に昇進の機会を持つとよいという希望を述べ、このようなやり方が婦人の若い事務局員に刺激とも励ましともなるであろうと述べた。彼女はまた、事務総長が事務局内の上部の地位に婦人を任命するために引続きあらゆる努力を払うであろうことを確信すると述べた。幾人かの委員達はこの見解を支持した。
164. 他の1人の委員は、事務局への婦人の参加に関する事務総長の今までの報告書がやゝ思わしからぬものであり事務総長がそれらの報告書を継続していないこと、および総会の第5委員会がこの問題に関する資料を求めることの出来る唯一の機関である旨委員会に対して忠告したことを想起した。
165. マリーテニスン・ウツグ夫人の来るべき引退に関して、全代表は彼女の才能と優れた手腕および外交術と常に挽きぬ知的な献身とに対してこころからの賛辞を呈し、彼女は婦人が何をなし遂げうるかというよき例を示し、また彼女の国連における仕事は婦人のために極めて価値ある重要なものであつたと述べた。
166. 委員会は国際婦人法律家協会および婦人国際平和自由連盟の代表から意見を聴いた。

第14章 事業計画検討と優先審議項目の設定

167. 委員会は議事日程の第15項を第281および283次会議において審議した。事務総長より会議の形式に関する電書(E/CN.6/L.236)と事業計画 検討と優先審議項目の設定についての電書(E/CN.6/330)ならびに第11回および第12回会議における決議に基く優先順位表の案(E/CN.6/L.254)が提出された。
168. 経済社会理事会決議665 D (XXIX)と決議664 (XXIV)付録の第3節(a)より(d)までを参照して事務総長が作製した、文書作成の眼界に関して提案する文書

(E/CN.6/330)に対し委員会の注意が促された。

169. 委員会は事務総長よりの文書(E/CN.6/L.254)の審議を続けた。アメリカ合衆国代表の提案によつて、婦人の経済的権利(第14回会議中特別優先項目の(d)項)に関する報告書に取扱われるべき特殊議題の選択は、事務総長がILOと協議した上の決定に委すべきである旨、意見が一致した。

170. イギリス代表は、ILOの男女同一労働同一賃金(特別優先継続計画に所載)に関する次の経過報告が、第13回会議でなく第14回会議のために準備されるべきであると提案した。彼女は、委員会は第13回会議においては、同一労働同一賃金に関するパンフレット改訂案の討議にできる丈多くの時間をかけるべきであると考えたのである。

ILO代表はこの提案に賛成し、委員会は同一労働同一賃金に関するパンフレット改訂案(第13回会議特別優先審議計画(d)項)ILO条約第100号の現在までの署名と批准および各国における同一賃金の原則の適用を示す表を含むという了承のもとにこれを認容した。

171. ドミニカ共和国代表は「婦人の地位に関するニュースレター」に感謝の意を表し、これが3カ月毎に発行できるように考慮されることが希望しいと述べた。

172. 第282次会議で委員会は全会一致で次の如き事業計画を採択した。

I. 優先的継続事業

- (a) 婦人の政治的権利: (I) 婦人参政権および被選挙権に関する総会のための電書(経済社会理事会決議120 A (V))
- (II) 信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告(E/1316. Para. 18(2)およびE/CN.6/330第8および9節);
- (III) 非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告(E/1316第18節およびE/CN.6/330第8および9節);
- (b) 婦人の教育の機会; 婦人の教育の機会についてのユネスコ活動の状況報告(経済社会理事会決議154 F (XV));
- (c) 私法上の婦人の地位; 家族法および婦人の財産権についての立法や実例に関する事務総長の年次報告(経済社会理事会決議546 F (XV));
- (d) 既婚婦人の国籍: 既婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての事務総長報告(E/2850第182節およびE/3096第104節)
- (e) 人権の分野における助言サーヴィス;

- (f) 事務総長の状況報告(総会決議926(X))
- (g) 婦人の地位に関する年2回のニュースレター(E/1712第93節)
- (h) 同一労働同一賃金; 同一価値労働に対する同一の報酬に関するILO条約(100号)の署名および批准を含む諸国政府の同一労働同一賃金原則実行状態のILOによる状況報告(経済社会理事会決議504G(XVI))
第14回会議のためのもの

II 第13回会議後先特別計画

- (a) 婦人に適用される税法; 国連加盟国政府および非政府団体よりの回答に基づいて作成する事務総長の報告(経済社会理事会決議652H(XXIV))
- (b) 婦人の教育の機会; 婦人が教職につく機会に関するユネスコの報告(E/3096 第30および42節)
- (c) 婦人の経済的機会; 婦人の職業状況に関し関係専門機関と協力して作成する事務総長報告(経済社会理事会決議652E(XXIV));
- (d) 同一労働同一賃金; 同一労働同一賃金に関する事務総長とILO協議によるペンフレツト改訂案(E/3096・第116節)

III 第14回会議後先特別計画

- (a) 婦人の政治的権利; 国連加盟国政府および非政府団体に対して婦人の公職および公的活動の機会に関して意見を求め、回答に基づいて作成する事務総長の報告(E/3096 第26節)
- (b) 婦人の教育の機会; 婦人の学校外教育の機会に関するユネスコの報告(E/3096 第30および42節)
- (c) 私法上の婦人の地位; (I) 加盟国政府および非政府団体に対し、結婚年齢、当事者の自由意志に基づく結婚、婚姻法について情報の提供を依頼し、その回答に基づいて作成する事務総長の報告(E/3096、第56節);
(II) 結婚年齢、当事者の同意および結婚の登録義務に関する条約を含む事務総長の報告(E/3096、第56節);
- (d) 婦人の経済的権利; 国連加盟国やILOが婦人に対する経済的差別待遇の除去のためにとつた措置に関する事務総長とILOの報告(経済社会理事会決議625B(III)(XXII)およびE/CN.6/330第11節)

才15章 経済社会理事に対する報告書の採択

173. 委員会は第284次会議において経済社会理事会に対する、婦人の地位委員会第12回会議報告書を満場一致採択した。

注1) アジア婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関する1957年セミナー報告書

(国連出版物、販売番号、1957N10)

注2) 国連出版物、販売番号、1957N8

注3) 国際労働総会第42会期1958年、報告書IV(2)、雇用と職業の分野における差別

(ジュネーブ、ILO、1958年)32頁ff

注4) 国連出版物、販売番号1957N10

注5) 経済社会理事会第24回会議公式報告書補遺第3号(E/2968)、第48-62節

参照

注6) 同上 第230節

附 録

第12回会議に提出された文書一覧表

A/3627、およびCorr1	婦人の政治的権利に関する諸国憲法、選挙法およびその他の法律についての事務総長覚書
E/CN 6/254/Add	既婚婦人の国籍に関する事務総長覚書
E/CN 6/314	委員会第12回会議議事日程案
E/CN 6/315	婦人の市民的責任と公的生活への参加増大に関する国際セミナーに関する事務総長覚書
E/CN 6/316	人権委員会および婦人の地位委員会の開催週期に関する事務総長覚書
E/CN 6/317	結婚の承諾ならびに結婚年齢に関する事務総長報告書
E/CN 6/318 Corr1およびAdd1	非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告書
E/CN 6/319	信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告書
E/CN 6/320	婦人の教育の機会：婦人に特に関係ある1957年のユネスコ活動に関するユネスコ報告書
E/CN 6/321	退職年齢と年金受給権に関する事務局長報告書
E/CN 6/322	同一価値労働に対する男女の同一賃金に関するILO報告書
E/CN 6/323およびCorr1	老令、病気または労働能力喪失の際における休養の権利および物質的保障の権利に関するILO報告書
E/CN 6/324	働く母親を含む家庭的責任を負う婦人労働者に関する事務総長報告書
E/CN 6/325	同一労働同一賃金に関しパンフレットを提出する旨の事務総長報告書
E/CN 6/326	婦人の地位に関係ある技術援助計画に関する事務総長報告書
E/CN 6/327	婦人の高等教育の機会に関するユネスコと国際大学婦人連盟の共同報告書

E/CN 6/328	婦人の中等教育の機会に関するユネスコ覚書
E/CN 6/329	家庭的責任を負う婦人労働者の状況に関するILO報告書
E/CN 6/330	事業計画検討と優先審議項目の設定に関する事務総長覚書
E/CN 6/331	人権の分野における助言サービスに関する事務総長覚書
(E/CN 6/332)	
(E/CN 4/768)	人権の分野における助言サービスに関する事務総長覚書
E/CN 6/CR/11	通信の非機密文書リスト
E/CN 6/L236	会議日程に関する事務総長覚書
SW/通信リスト 67	通信の機密文書リスト

国連婦人の地位委員会
 第12回会議報告書
 昭和33年11月発行
 発行者 労働省婦人少年局
 印刷所 東京都港区芝三田四国町2-17
 有限会社 5798
 桜井広済堂 電話(45) 8010
 0818